

関税法施行令等の一部を改正する政令（案） 新旧対照条文目次

○ 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（第一条関係）	1
○ 関税率法施行令（昭和二十九年政令第五百十五号）（第二条関係）	7
○ 税関関係手数料令（昭和二十九年政令第六十四号）（第三条関係）	8
○ 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）（第四条関係）	11
○ 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第五条関係）	12
○ 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（第六条関係）	46
○ 経済連携協定に基づく関税の緊急措置に関する政令（平成十四年政令第百十六号）（第七条関係）	51
○ 経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）（第八条関係）	53
○ 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百九十四号）（第九条関係）	69

改 正 案	現 行
<p>（特例申告書の記載事項等）</p> <p>第四条の二 法第七条の第二項（申告の特例）に規定する特例申告書（以下単に「特例申告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一～六 （省 略）</p> <p>七 特例申告貨物について第六十一条第一項第二号の便益の適用を受けようとする場合には、その適用を受けたい旨及び同号イ(1)に規定する締約国原産地証明書又は同号イ(2)に規定する締約国原産品申告書を保有している旨（税関長が当該特例申告貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めたものである場合及び当該特例申告貨物の課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物の価格で定率法第四条から第四条の九まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出することとされているものを含む。次号、第十号及び第十一号において同じ。）の総額が二十万円以下の場合を除く。）</p> <p>八～十二 （省 略）</p> <p>2～5 （省 略）</p> <p>（申告の特例を適用しない貨物）</p> <p>第四条の三 法第七条の第二項（申告の特例）に規定する政令で定める貨物は、<u>関税暫定措置法第七条の六第一項（生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置）</u>に規定する生きている豚及び豚肉等</p>	<p>（特例申告書の記載事項等）</p> <p>第四条の二 同 上</p> <p>一～六 同 上</p> <p>七 特例申告貨物について第六十一条第一項第二号の便益の適用を受けようとする場合には、その適用を受けたい旨及び同号イ(1)に規定する締約国原産地証明書の発給を受けている旨又は同号イ(2)に規定するオーストラリア協定原産品申告書を保有している旨（<u>いずれも税関長が当該特例申告貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めたものである場合及び当該特例申告貨物の課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物の価格で定率法第四条から第四条の九まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出することとされているものを含む。次号、第十号及び第十一号において同じ。）の総額が二十万円以下の場合を除く。</u>）</p> <p>八～十二 同 上</p> <p>2～5 同 上</p> <p>（申告の特例を適用しない貨物）</p> <p>第四条の三 法第七条の第二項（申告の特例を適用しない貨物）に規定する政令で定める貨物は、<u>関税暫定措置法第七条の五第一項（生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置）</u>に規定する生鮮等</p>

並びに同法第七条の八第一項（経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正）に規定する修正対象物品（同法別表第一の六に掲げる物品を除く。）とする。

（帳簿の記載事項等）

第四条の十二（省 略）

2 法第七条の九第一項（帳簿の備付け等）に規定する政令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 四（省 略）

五 第六十一条第一項第二号イ(1)に規定する締約国原産地証明書又は同号イ(2)に規定する締約国原産品申告書等（いずれも許可済特例申告貨物に係る同号の便益の適用がある場合に限る。）

六 十（省 略）

3 7（省 略）

（担保の解除）

第八条の四 税関長は、次に掲げる場合においては、直ちに担保を解除する手続をしなければならない。

一 七（省 略）

八 定率法第十三条第三項（製造用原料品の減税又は免税）（定率法第十七条第二項及び定率法第十九条第二項において準用する場合を含む。）、定率法第十八条第二項（再輸出減税）又は関税暫

定措置法第九条の二第三項（経済連携協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用）の規定により担保を提供した場合において、これらの条に規定する関税の軽減若しくは免除若しくは関

牛肉及び冷凍牛肉（同法第七条の八第一項（オーストラリア協定に基づく関税の譲許の適用の停止）に規定する生鮮等牛肉及び冷凍牛肉を含む。）並びに同法第七条の六第一項（生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置）に規定する生きている豚及び豚肉等とする。

（帳簿の記載事項等）

第四条の十二 同上

2 同上

一 四 同上

五 第六十一条第一項第二号イ(1)に規定する締約国原産地証明書又は同号イ(2)に規定するオーストラリア協定原産品申告書等（いずれも許可済特例申告貨物に係る同号の便益の適用がある場合に限る。）

六 十 同上

3 7 同上

（担保の解除）

第八条の四 同上

一 七 同上

八 定率法第十三条第三項（製造用原料品の減税又は免税）（定率法第十七条第二項及び定率法第十九条第二項において準用する場合を含む。）、定率法第十八条第二項（再輸出減税）又は関税暫

定措置法第九条の二第三項（オーストラリア協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用）の規定により担保を提供した場合において、これらの条に規定する関税の軽減若しくは免除若しくは関

税の譲許の便益の適用の条件が成就したとき、又はこれらの条件が成就しなかつた場合においてこれらの条の規定により関税が徴収されたとき、若しくは関税が徴収されないこととなつたとき。

(外国貨物を置くことの承認の申請)

第三十六条の三 (省 略)

2 (省 略)

3 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物につき第六十一条第一項第二号の便益の適用を受けようとする場合にあつては、当該承認の申請の際（税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、その申請後その理由により相与と認められる期間内）に、同号イ(1)に規定する締約国原産地証明書又は同号イ(2)に規定する締約国原産品申告書等を税関長に提出しなければならぬ。この場合においては、同条第四項の規定にかかわらず、当該貨物の輸入申告の際には、当該締約国原産地証明書又は締約国原産品申告書等の提出を要しない。

4～7 (省 略)

(外国貨物を置くこと等の承認の申請)

第五十一条の十二 (省 略)

2 (省 略)

3 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物につき第六十一条第一項第二号の便益の適用を受けようとする場合にあつては、当該承認の申請の際（税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、その申請後その理由により相与と認められる期間内）に、同号イ(1)に規定する締約国原産地証明

くは関税の譲許の便益の適用の条件が成就したとき、又はこれらの条件が成就しなかつた場合においてこれらの条の規定により関税が徴収されたとき、若しくは関税が徴収されないこととなつたとき。

(外国貨物を置くことの承認の申請)

第三十六条の三 同上

2 同上

3 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物につき第六十一条第一項第二号の便益の適用を受けようとする場合にあつては、当該承認の申請の際（税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、その申請後その理由により相与と認められる期間内）に、同号イ(1)に規定する締約国原産地証明書又は同号イ(2)に規定するオーストラリア協定原産品申告書等を税関長に提出しなければならぬ。この場合においては、同条第四項の規定にかかわらず、当該貨物の輸入申告の際には、当該締約国原産地証明書又はオーストラリア協定原産品申告書等の提出を要しない。

4～7 同上

(外国貨物を置くこと等の承認の申請)

第五十一条の十二 同上

2 同上

3 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物につき第六十一条第一項第二号の便益の適用を受けようとする場合にあつては、当該承認の申請の際（税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、その申請後その理由により相与と認められる期間内）に、同号イ(1)に規定する締約国原産地証明

書又は同号イ(2)に規定する締約国原産品申告書等を税関長に提出しなければならない。この場合においては、同条第四項の規定にかかわらず、当該貨物の輸入申告の際には、当該締約国原産地証明書又は締約国原産品申告書等の提出を要しない。

4 5 7 (省 略)

(輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等)

第六十一条 法第六十八条(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)に規定する政令で定める書類は、輸出申告若しくは輸入申告に係る貨物の契約書、仕入書、運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者若しくは売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他税関長が輸出申告若しくは輸入申告の内容を確認するために必要な書類又は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 (省 略)

二 経済連携協定(新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(第六項において「シンガポール協定」という。)、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定(以下この号において「インドネシア協定」という。)、経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定(以下この号において「東南アジア諸国連合協定」という。)、経済上の連携に関する

書又は同号イ(2)に規定するオーストラリア協定原産品申告書等を税関長に提出しなければならない。この場合においては、同条第四項の規定にかかわらず、当該貨物の輸入申告の際には、当該締約国原産地証明書又はオーストラリア協定原産品申告書等の提出を要しない。

4 5 7 同 上

(輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等)

第六十一条 同 上

一 同 上

二 経済連携協定(新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(第六項において「シンガポール協定」という。)、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定(以下この号において「インドネシア協定」という。)、経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定(以下この号において「東南アジア諸国連合協定」という。)、経済上の連携に関する

る日本国とフィリピン共和国との間の協定、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定、経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定、日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定、経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定、経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定又は環太平洋パートナーシップ協定（以下この号において「環太平洋協定」という。）をいう。以下この号において同じ。）における関税についての特別の規定による便益を適用する場合 次に掲げる書類

イ 当該貨物が経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の締約国の原産品とされるもの（以下この号において「締約国原産品」という。）であることを証明した又は申告する書類（税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認められた貨物（インドネシア協定又は東南アジア諸国連合協定における関税についての特別の規定による便益の適用を受けるものを除く。）及び課税価格の総額が二十万円以下の貨物に係るものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの

(1) 当該貨物が締約国原産品であることにつき、経済連携協定の規定に基づき、協定締約国の権限ある当局（協定締約国から輸出される貨物が締約国原産品であることを証明する書類の発給又は当該書類の作成をすることができる者の認定に關して権限を有する機関をいう。）が証明した書類又は当該書類の作成をすることができる者として当該権限ある当局の認定を受けた者が証明した書類（いずれも環太平洋協定に係るものを除く。以下この条においてこれらの書類を「締約国原産地証明書」という。）

(2) 当該貨物が締約国原産品であることを申告する書類であつ

る日本国とフィリピン共和国との間の協定、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定、経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定、日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定、経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下この号において「オーストラリア協定」という。）又は経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定をいう。以下この号において同じ。）における関税についての特別の規定による便益を適用する場合 次に掲げる書類

イ 当該貨物が経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の締約国の原産品とされるもの（以下この号において「締約国原産品」という。）であることを証明した又は申告する書類（税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認められた貨物（インドネシア協定又は東南アジア諸国連合協定における関税についての特別の規定による便益の適用を受けるものを除く。）及び課税価格の総額が二十万円以下の貨物に係るものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの

(1) 当該貨物が締約国原産品であることを証明した書類（以下この条において「締約国原産地証明書」という。）

(2) 当該貨物がオーストラリア協定の規定に基づきオーストラ

て経済連携協定の規定に基づき作成されたもの（環太平洋協定第三章（原産地規則及び原産地手続）附属書三―A7（その他の制度）に規定する書類を含む。第五項において「締約国原産品申告書」という。）及び当該貨物の契約書、仕入書、価格表、総部品表、製造工程表その他の当該貨物が当該締約国原産品であることを明らかにする書類（税関長がその提出の必要がないと認めるときを除く。）（第四項においてこれらの書類を「締約国原産品申告書等」という。）

ロ・ハ（省 略）

2・3（省 略）

4 締約国原産地証明書、締約国原産品申告書等及び締約国品目証明書は、これらに係る貨物の輸入申告又は法第七十六条第一項ただし書（郵便物の輸出入の簡易手続）の検査その他郵便物に係る税関の審査の際（税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合又は当該貨物につき法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）に規定する税関長の承認を受ける場合には、その申告又は審査後相当と認められる期間内）に、提出しなければならぬ。ただし、締約国品目証明書は、これに係る貨物の課税価格の総額が二十万円以下である場合にあっては、税関長の求めがあつたときに提出すれば足りる。

5 締約国原産地証明書及び締約国原産品申告書は、これらに係る貨物の輸入申告の日（法第七十六条第一項に規定する郵便物にあつては、同条第三項の規定による提示の日）において、その発給又は作成の日から一年以上を経過したものであつてはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過したものであるときは、この限りでない。

6・8（省 略）

リアの原産品とされるもの（以下この号において「オーストラリア原産品」という。）であることを申告する書類であつてオーストラリア協定第三・十六条の規定に基づき作成されたもの（第五項において「オーストラリア協定原産品申告書」という。）及び当該貨物の契約書、仕入書、価格表、総部品表、製造工程表その他の当該貨物がオーストラリア原産品であることを明らかにする書類（税関長がその提出の必要がないと認めるときを除く。）（第四項においてこれらの書類を「オーストラリア協定原産品申告書等」という。）

ロ・ハ 同 上

2・3 同 上

4 締約国原産地証明書、オーストラリア協定原産品申告書等及び締約国品目証明書は、これらに係る貨物の輸入申告又は法第七十六条第一項ただし書（郵便物の輸出入の簡易手続）の検査その他郵便物に係る税関の審査の際（税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合又は当該貨物につき法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）に規定する税関長の承認を受ける場合には、その申告又は審査後相当と認められる期間内）に、提出しなければならぬ。ただし、締約国品目証明書は、これに係る貨物の課税価格の総額が二十万円以下である場合にあっては、税関長の求めがあつたときに提出すれば足りる。

5 締約国原産地証明書及びオーストラリア協定原産品申告書は、これらに係る貨物の輸入申告の日（法第七十六条第一項に規定する郵便物にあつては、同条第三項の規定による提示の日）において、その発給又は作成の日から一年以上を経過したものであつてはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合には、この限りでない。

6・8 同 上

○ 関税率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">目次</p> <p style="text-align: center;">第一章～第三章（省略）</p> <p style="text-align: center;">第四章～第十三章（省略）</p> <p style="text-align: center;">附則</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p style="text-align: center;">第一章～第三章 同上</p> <p style="text-align: center;">第三章の二 生活関連物資の減税又は免税（第五条の四）</p> <p style="text-align: center;">第四章～第十三章 同上</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">第三章の二 生活関連物資の減税又は免税 （豚肉の規格の指定）</p> <p style="text-align: center;">第五条の四 法第十二条第二項（主要食糧の減税又は免税の規定の豚肉についての準用）に規定する政令で定める規格の豚肉は、畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する指定食肉のうち豚半丸枝肉とする。</p>

○ 税関関係手数料令（昭和二十九年政令第六十四号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

<p>（製造工場の承認手数料）</p> <p>第八条 第三条第一項の規定は、定率法第十三条第一項（製造用原料品の減税又は免税）に規定する工場の承認（次項ただし書、第三項及び第四項において「定率法の承認」という。）、定率法第十九条第一項（輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等）に規定する工場の承認又は関税暫定措置法第九条の二第一項（経済連携協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用）に規定する工場の承認（次項ただし書、第三項及び第四項において「暫定措置法の承認」という。）を受けた者が、定率法第十三条第八項（定率法第十九条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）又は関税暫定措置法第九条の二第八項の規定により納付すべき手数料の額について、準用する。この場合において、第三条第一項中「許可の」とあるのは「承認の」と、「当該許可」とあるのは「当該承認」と、「係る保税工場」とあるのは「係る工場」と、「許可が」とあるのは「承認が」と読み替えるものとする。</p> <p>2 6 （省 略）</p>	<p>（製造工場の承認手数料）</p> <p>第八条 第三条第一項の規定は、定率法第十三条第一項（製造用原料品の減税又は免税）に規定する工場の承認（次項ただし書、第三項及び第四項において「定率法の承認」という。）、定率法第十九条第一項（輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等）に規定する工場の承認又は関税暫定措置法第九条の二第一項（オーストラリア協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用）に規定する工場の承認（次項ただし書、第三項及び第四項において「暫定措置法の承認」という。）を受けた者が、定率法第十三条第八項（定率法第十九条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）又は関税暫定措置法第九条の二第八項の規定により納付すべき手数料の額について、準用する。この場合において、第三条第一項中「許可の」とあるのは「承認の」と、「当該許可」とあるのは「当該承認」と、「係る保税工場」とあるのは「係る工場」と、「許可が」とあるのは「承認が」と読み替えるものとする。</p> <p>2 6 同 上</p>
<p>（手数料の納付の時期及び方法等）</p> <p>第九条 第一条、第五条、第七条又は前条第二項に規定する手数料は、法第二十条第一項（不開港への出入）若しくは法第六十九条第二項（貨物の検査場所）に規定する許可、法第二百二条第一項及び第四項（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の規定による交付又は定率法第十三条第五項（製造用原料品の減税又は免税）（定率法第十九</p>	<p>（手数料の納付の時期及び方法等）</p> <p>第九条 第一条、第五条、第七条又は前条第二項に規定する手数料は、法第二十条第一項（不開港への出入）若しくは法第六十九条第二項（貨物の検査場所）に規定する許可、法第二百二条第一項及び第四項（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の規定による交付又は定率法第十三条第五項（製造用原料品の減税又は免税）（定率法第十九</p>

条第二項において準用する場合を含む。）若しくは関税暫定措置法  
 第九条の二第五項（経済連携協定に基づく製造用原料品に係る譲許  
 の便益の適用）に規定する検査を受けようとする都度、納付しなけ  
 ればならない。

2～4 (省 略)

（災害による保税蔵置場に係る許可に係る手数料等の還付、軽減又  
 は免除等）

第十三条の四 法第二百二条の二第五項（災害による手数料の還付、軽  
 減又は免除）の表（以下この項及び次項において「関税法の表」と  
 いう。）の第五号の上欄に規定する政令で定める施設は製造工場と  
 し、関税法の表の同号の中欄に規定する政令で定める行政処分は次  
 の表の上欄に掲げる行政処分とし、関税法の表の同号の下欄に規定  
 する政令で定める規定は次の表の下欄に掲げる規定とする。

条第二項において準用する場合を含む。）若しくは関税暫定措置法  
 第九条の二第五項（オーストラリア協定に基づく製造用原料品に係  
 る譲許の便益の適用）に規定する検査を受けようとする都度、納付  
 しなければならぬ。

2～4 同 上

（災害による保税蔵置場に係る許可に係る手数料等の還付、軽減又  
 は免除等）

第十三条の四 同 上

<p>定率法第十三条第一項（製造用          原料品の減税又は免税）の規定          に基づく承認</p>	<p>同条第八項</p>
<p>定率法第十九条第一項（輸出貨          物の製造用原料品の減税、免税          又は戻し税等）の規定に基づく          承認</p>	<p>同条第二項において準用する定率          法第十三条第八項</p>
<p>関税暫定措置法第九条の二第一          項（経済連携協定に基づく製造          用原料品に係る譲許の便益の適          用）の規定に基づく承認</p>	<p>同条第八項</p>

<p>同 上</p>	<p>同 上</p>
<p>同 上</p>	<p>同 上</p>
<p>関税暫定措置法第九条の二第一          項（オーストラリア協定に基づ          く製造用原料品に係る譲許の便          益の適用）の規定に基づく承認</p>	<p>同条第八項</p>

<p>2 ～ 6  (省 略)</p>	<p>2 ～ 6  同 上</p>
---	---------------------------------------

○ 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（関税を免除する物品についての免税等の手続等） 第十三条（省 略）</p> <p>2 法第十三条第一項第二号、第四号若しくは第五号又は第三項第二号若しくは第四号の規定により内国消費税の免除を受けようとする者は、関稅定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）第十九条第一項、第二十条第一項、第二十一条の二第一項、第二十五条の三第一項若しくは第三十四条第一項（免税の手続）に規定する書面、同令第二十五条第一項（免税の手続）に規定する申請書又は関稅暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第三十一条の三第一項（加工又は修繕用貨物についての規定の準用）において準用する同令第二十三条第一項（加工又は組立てに係る製品の減税の手続）に規定する明細書に、その免除を受けようとする内国消費税の税目及び税率の適用が異なるごとに、当該課税物品の品名及び数量等を付記しなければならない。</p> <p>3 3 7 （省 略）</p>	<p>（関税を免除する物品についての免税等の手続等） 第十三条 同 上</p> <p>2 法第十三条第一項第二号若しくは第四号又は第三項第二号若しくは第四号の規定により内国消費税の免除を受けようとする者は、関稅定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）第十九条第一項、第二十条第一項、第二十一条の二第一項、第二十五条の三第一項若しくは第三十四条第一項（免税の手続）に規定する書面又は同令第二十五条第一項（免税の手続）に規定する申請書に、その免除を受けようとする内国消費税の税目及び税率の適用が異なるごとに、当該課税物品の品名及び数量等を付記しなければならない。</p> <p>3 3 7 同 上</p>

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（省 略）</p> <p>第三章 特別緊急関税等（第十条の二―第十八条）</p> <p>第三章の二 経済連携協定（第十九条―第十九条の十）</p> <p>第四章（省 略）</p> <p>第五章 特惠関税等（第二十五条―第三十一条）</p> <p>第五章の二 環太平洋協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税（第三十一条の二・第三十一条の三）</p> <p>第六章（省 略）</p> <p>第六章の二 経済連携協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用（第三十三条の二―第三十三条の十一）</p> <p>第七章 減免税物品の用途外使用等（第三十四条―第三十七条）</p> <p>第七章の二 賦課決定の請求の手續（第三十七条の二）</p> <p>第八章・第九章（省 略）</p> <p>附則</p> <p>（環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされるものの確認方法）</p> <p>第十条の二 法第七条の三第一項ただし書に規定する環太平洋パートナーシップ協定（以下「環太平洋協定」という。）の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされるものであることの確認は、関税法施行令（昭和二十九年政令第五十号）第六十一条第一項第二号イ(2)（輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等）に掲げる</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章 同上</p> <p>第三章 特別緊急関税等（第十一条―第十九条）</p> <p>第三章の二 経済連携協定（第十九条の二・第十九条の三）</p> <p>第四章 同上</p> <p>第五章 特惠関税等（第二十五条―第三十一条）</p> <p>第六章 同上</p> <p>第六章の二 オーストラリア協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用（第三十三条の二―第三十三条の十一）</p> <p>第七章 減免税物品の用途外使用等（第三十四条―第三十七条）</p> <p>第八章・第九章 同上</p> <p>附則</p>

書類（同号口に規定する場合に該当する場合には、同号口に掲げる書類を含む。）に記載されている事項により行うものとする。

2 関税法施行令第六十一条第四項本文、第五項、第七項及び第八項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項本文中「締約国原産地証明書、締約国原産品申告書等及び締約国品目証明書」とあるのは「締約国原産品申告書等」と、「輸入申告」とあるのは「輸入申告（法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は法第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請がされる物品にあつては当該申請）」と、同条第五項中「締約国原産地証明書及び締約国原産品申告書は、これら」とあるのは「締約国原産品申告書は、これ」と読み替えるものとする。

（発動日前において本邦に向けて送り出された物品の確認方法）

第十三条 法第七条の三第二項第六号に規定する発動日前において本邦に向けて送り出された物品であること又は法第七条の六第四項第一号に規定する第二項に係る発動日若しくは重複期間の開始の日前において本邦に向けて送り出された生きている豚及び豚肉等であることの確認は、当該物品又は当該生きている豚及び豚肉等に係る船荷証券その他これに類する書類に記載されている事項により行うものとする。

（輸入数量の算出方法）

第十四条 法第七条の三第七項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告（関税法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（同法第

（発動日前において本邦に向けて送り出された物品の確認方法）

第十三条 法第七条の三第二項第六号に規定する発動日前において本邦に向けて送り出された物品であること、法第七条の六第四項第一号に規定する第二項に係る発動日若しくは重複期間の開始の日前において本邦に向けて送り出された生きている豚及び豚肉等であること又は法第七条の八第二項に規定する発動日前において本邦に向けて送り出された生鮮等牛肉若しくは冷凍牛肉であること、当該物品、当該生きている豚及び豚肉等又は当該生鮮等牛肉若しくは冷凍牛肉に係る船荷証券その他これに類する書類に記載されている事項により行うものとする。

（輸入数量の算出方法）

第十四条 法第七条の三第七項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告（関税法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（同法第

六十一条の四において準用する場合を含む。)又は第六十二条の十(外国貨物を置くこと等の承認)の承認の申請(以下この項及び第二十八条において「蔵入れ申請等」という。)がされた物品にあつては当該蔵入れ申請等とし、同法第七十六条第一項(郵便物の輸出入の簡易手続)に規定する郵便物にあつては同条第三項の規定による提示とする。別表第一において同じ。)に係る数量として、同法第二百二条第一項第一号(証明書類の交付及び統計の閲覧等)の統計(以下この条、次条及び第十八条において「貿易統計」という。)に計上される数量(法の別表第一の六第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二一項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項及び次項において「統計計上数量」という。)を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、平成二十八年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量を算出する場合において、当該年度の前年度において同表に掲げる物品のうち同条第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたもの(平成七年度から平成二十七年までの各年度の初日から当該各年度の発動日(同項に規定する発動日をいう。))が属する月の前々月の末日までに関税法第四十三条の三第一項(同法第六十一条の四において準用する場合を含む。)(又は第六十二条の十の規定による承認(第十九条の八第二項第二号において「蔵入れ承認等」という。))を受けたものを除く。)の統計計上数量を平成二十八年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量に加算するものとする。

2) 前項の場合において、環太平洋協定が環太平洋協定の我が国以外の締約国(固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。)について効力を生ずる日の属する月における法の別表

六十一条の四において準用する場合を含む。)又は第六十二条の十(外国貨物を置くこと等の承認)の承認の申請(以下この項及び第二十八条において「蔵入れ申請等」という。)がされた物品にあつては当該蔵入れ申請等とし、同法第七十六条第一項(郵便物の輸出入の簡易手続)に規定する郵便物にあつては同条第三項の規定による提示とする。(以下この条、次条、第十八条及び第十九条において「貿易統計」という。)に計上される数量(同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二一項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において「統計計上数量」という。)を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、平成二十八年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量を算出する場合において、当該年度の前年度において同表に掲げる物品のうち同条第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたもの(平成七年度から平成二十七年までの各年度の初日から当該各年度の発動日(同項に規定する発動日をいう。))が属する月の前々月の末日までに関税法第四十三条の三第一項(同法第六十一条の四において準用する場合を含む。)(又は第六十二条の十の規定による承認(第十九条の三第二号において「蔵入れ承認等」という。))を受けたものを除く。)の統計計上数量を平成二十八年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量に加算するものとする。

第一の六に掲げる物品であつて当該締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計上数量とし、環太平洋協定がオーストラリアについて効力を生ずる日（以下この項において「オーストラリア発効日」という。）の属する月における経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下「オーストラリア協定」という。）の規定に基づき法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける法第七条の三第一項ただし書に規定する飼料用麦の輸入数量は、オーストラリア発効日から同月末日までの期間に相当する分として日割により計算した統計上数量とする。

3 | (省 略)

2 | 同 上

(生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量の算出方法)

第十八条 第十四条第一項本文の規定は、法第七条の五第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の同項各号に規定する当該年度における輸入数量を、同条第二項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する場合について準用する。

2 | 法第七条の五第二項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の五第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の同項各号に規定する当該年度の前年度中における輸入数量は、貿易統計に計上された月ごとの数量を順次加算する方法により算出した数量とする。

(オーストラリア協定の規定に基づきオーストラリアの原産品とされるものの確認方法)

第十八条の二 法第七条の五第一項第一号に規定する経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の規定に基づきオース

トラリアの原産品とされるものであることの確認は、関税法施行令（昭和二十九年政令第五十号）第六十一条第二号イ（輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等）に掲げる書類（同号ロに規定する場合に該当する場合には、同号ロに掲げる書類を含む。）に記載されている事項により行うものとする。

2 関税法施行令第六十一条第四項本文、第五項、第七項及び第八項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「、オーストラリア協定原産品申告書等及び締約国品目証明書」とあるのは「及びオーストラリア協定原産品申告書等」と、「輸入申告」とあるのは「輸入申告（法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は法第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請がされる物品にあつては当該申請）」と読み替えるものとする。

（豚肉等の輸入数量等の算出方法）

第十八条 第十四条第一項の規定は、法第七条の六第一項又は第二項に規定する生きている豚又は豚肉等のこれらの規定に規定する当該年度中における輸入数量を、同条第六項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する場合について準用する。この場合において、第十四条第一項中「法の別表第一の六第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二一項に掲げる物品」とあるのは「法第七条の六第一項又は第二項に規定する生きている豚」と、「当該物品に係る数量」とあるのは「当該生きている豚に係る数量」と、「法第七条の三第一項に規定する輸入数量を」とあるのは「法第七条の六第二項に規定する輸入数量を」と、「同表に掲げる物品のうち同条第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたもの」とあるのは「同条第四項第一号の規定により同条第二項又は

（豚肉等の輸入数量等の算出方法）

第十九条 第十四条第一項の規定は、法第七条の六第一項又は第二項に規定する生きている豚又は豚肉等のこれらの規定に規定する当該年度中における輸入数量を、同条第六項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する場合について準用する。この場合において、第十四条第一項中「同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二一項に掲げる物品」とあるのは「法第七条の六第一項又は第二項に規定する生きている豚」と、「当該物品に係る数量」とあるのは「当該生きている豚に係る数量」と、「法第七条の三第一項に規定する輸入数量を」とあるのは「法第七条の六第二項に規定する輸入数量を」と、「同表に掲げる物品のうち同条第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたもの」とあるのは「同条第四項第一号の規定により同条第二項又は第三項の規定

第三項の規定の適用をしなかつたもの」と、「同項に規定する発動日」とあるのは「同条第二項に規定する第二項に係る発動日又は同条第四項第一号に規定する重複期間の開始の日」と、「法第七条の三第一項に規定する輸入数量に」とあるのは「法第七条の六第二項に規定する輸入数量に」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、当該年度中における法第七条の六第一項に規定する第一項に係る協定対象外輸入数量を算出するときは、前項中「係る数量」と、「とあるのは、「統計上数量」という。」（環太平洋協定が環太平洋協定の我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下この項において同じ。）について効力を生ずる日の属する月においては、法第七条の六第一項に規定する豚肉等の統計上数量（当該締約国（以下この項において「発効国」という。）を原産地とするものに係る統計上数量（同月の初日から環太平洋協定が発効国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した数量）と環太平洋協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けるものに係る統計上数量との合計数量及び環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とする法第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る統計上数量（発効国を原産地とするものに係る数量にあつては、環太平洋協定が発効国について効力を生ずる日から同月の末日までの期間に相当する分として日割により計算した数量とする。）を除く。）とする。」と、

3 前項の規定は、第一項の場合において、当該年度中における法第七条の六第二項に規定する第二項に係る協定対象外輸入数量を算出するときに準用する。この場合において、前項中「法第七条の六第一項に規定する豚肉等」とあるのは、「法第七条の六第二項

の適用をしなかつたもの」と、「同項に規定する発動日」とあるのは「同条第二項に規定する第二項に係る発動日又は同条第四項第一号に規定する重複期間の開始の日」と、「法第七条の三第一項に規定する輸入数量に」とあるのは「法第七条の六第二項に規定する輸入数量に」と読み替えるものとする。

に規定する生きている豚及び豚肉等」と読み替えるものとする。

- 4 | (省 略)
- 5 | (省 略)

第三章の二 経済連携協定

(経済連携協定)

第十九条 法第七条の七第一項の政令で定める国際約束は、次のとおりとする。

- 一 十三 (省 略)
- 十四 オーストラリア協定
- 十五 (省 略)
- 十六 環太平洋協定

(法第七条の八第一項に規定する政令で定める物品)

第十九条の二 法第七条の八第一項に規定する政令で定める物品は、別表第一の各項の中欄に掲げる経済連携協定（法第七条の七第一項に規定する経済連携協定をいう。以下同じ。）の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品とする。ただし、環太平洋協定が日本国について効力を生ずる日の属する年度（第十九条の四第二項、第十九条の十第三項及び同表の三十八の項において「環太平洋協定発効年度」という。）の初日から起算して四年を経過した日以後においては、同表の四の項から十四の項までの下欄に掲げる物品にあつては、課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、関税率法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が基準価格（関税率表第〇二〇三・一一号の二及び第〇二〇三・二二号の二に掲げる物品にあつては一キログラムにつき二百九十九円二十五銭とし、関

- 2 | 同 上
- 3 | 同 上

第三章の二 経済連携協定

(経済連携協定)

第十九条の二 同 上

- 一 十三 同 上
- 十四 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定
- 十五 同 上

税率表第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二二号の二、第〇二〇三・二九号の二、第〇二〇六・三〇号の二の(二)及び第〇二〇六・四九号の二の(二)に掲げる物品にあつては一キログラムにつき三百九十九円とする。別表第一の三十八の項において同じ。) 以上のものに限る。

(法第七条の八第一項に規定する政令で定める輸入数量)

第十九条の三 法第七条の八第一項に規定する政令で定める輸入数量は、次の表の上欄に掲げる物品ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物 品	輸 入 数 量
別表第一の一の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品(以下この表及び第十九条の七第一号において「オーストラリア協定適用生鮮等牛肉」という。)	オーストラリア協定適用生鮮等牛肉の輸入数量と別表第一の三の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品(以下「環太平洋協定適用牛肉」という。)(関税率表第〇二・〇一項に掲げる物品であつてオーストラリアを原産地とするものに限る。)の輸入数量との合計数量
別表第一の二の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品(以下この表及び第十九条の七第一号において「オ	オーストラリア協定適用冷凍牛肉の輸入数量と環太平洋協定適用牛肉(関税率表第〇二・〇二項に掲げる物品であつてオーストラリアを原産地とするものに限る。)の輸入数量との合計数量

<p>「オーストラリア協定適用冷凍牛肉」という。）</p>	<p>環太平洋協定適用牛肉の輸入数量とオーストラリア協定適用生鮮等牛肉及びオーストラリア協定適用冷凍牛肉の輸入数量との合計数量（次条において「合計輸入数量」という。）</p>
-------------------------------	---

（法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間）

第十九条の四 環太平洋協定適用牛肉に係る法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 その年度における合計輸入数量が、環太平洋協定適用牛肉に係る当該年度における法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を当該年度の一月三十一日以前において超えた場合 その超えることとなった旬の次の旬の初日から起算して五日（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。以下この項及び次項において同じ。）の日は、算入しない。）を経過した日（同日がこの項に規定する場合に該当することとなった旬の次の旬の初日から起算して五日（行政機関の休日の日は、算入しない。）を経過した日の翌日からこの項に定める期間の終了日までの間の日である場合にあつては、当該期間の終了日の翌日。以下この項において「発動日」という。）から当該年度の末日まで

- 二 その年度における合計輸入数量が、環太平洋協定適用牛肉に係る当該年度における法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を当該年度の二月中において超えた場合 発動日からその超えることとなった旬の次の旬の初日から起算して五日（行政機関の休

日の日数は、算入しない。)を経過した日から起算して四十五日を経過する日まで

三 その年度における合計輸入数量が、環太平洋協定適用牛肉に係る当該年度における法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を当該年度の三月中において超えた場合、発動日からその超えることとなつた旬の次の旬の初日から起算して五日(行政機関の休日の日数は、算入しない。)を経過した日から起算して三十日を経過する日まで

2 前項の規定にかかわらず、環太平洋協定発効年度の初日から起算して十年を経過した日から環太平洋協定発効年度の初日から起算して十五年を経過する日までの間においては、環太平洋協定適用牛肉に係る法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、第一号に掲げる場合に該当することとなつた旬と第四号に掲げる場合に該当することとなつた旬が同じ旬である場合に於ては当該各号に掲げる場合の区分に依らず、第二号又は第三号に掲げる場合に該当することとなつた旬と第四号に掲げる場合に該当することとなつた旬が同じ旬である場合に於ては同号に定める期間とする。

一 前項第一号に掲げる場合、その超えることとなつた旬の次の旬の初日から起算して五日(行政機関の休日の日数は、算入しない。)を経過した日(同日がこの項本文に規定する場合に該当することとなつた旬の次の旬の初日から起算して五日(行政機関の休日の日数は、算入しない。))を経過した日の翌日からこの項本文に定める期間の終了日までの間の日である場合に於ては、当該期間の終了日(その日が二以上ある場合には、最も遅い日)の翌日。以下この項において「発動日」という。)から当該年度の末日まで

二 前項第二号に掲げる場合 発動日からその超えることとなつた旬の次の旬の初日から起算して五日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過した日から起算して四十五日を経過する日まで

三 前項第三号に掲げる場合 発動日からその超えることとなつた旬の次の旬の初日から起算して五日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過した日から起算して三十日を経過する日まで

四 その年度の各四半期における合計輸入数量が、環太平洋協定適用牛肉に係る当該四半期における法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を超えた場合 発動日からその超えることとなつた旬の次の旬の初日から起算して五日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過した日から起算して九十日を経過する日まで

3 別表第一の二十七の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この項及び第十九条の七第二号において「環太平洋協定適用ホエイ」という。）に係る法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間は、その年度における環太平洋協定適用ホエイの輸入数量が環太平洋協定適用ホエイに係る当該年度における同項に規定する輸入基準数量を超えることとなつた月の翌々月の初日から当該年度の末日までの期間（当該期間において環太平洋協定適用ホエイが同条第二項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定の適用を受けている期間を除く。）とする。

（法第七条の八第一項第二号に規定する政令で定める日）

第十九条の五 法第七条の八第一項第二号に規定する政令で定める日は、別表第一の四の項から二十五の項まで又は二十九の項から三十

七の項までの各項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品の区分に応じ、それぞれ当該経済連携協定が当該物品の原産地である国について効力を生ずる日とする。

(法第七条の八第一項第三号に規定する政令で定める税率)

第十九条の六 法第七条の八第一項第三号に規定する政令で定める税率は、次の各号に掲げる経済連携協定に応じ、当該各号に定める税率とする。

- 一 オーストラリア協定 オーストラリア協定に定められた基準税率
- 二 環太平洋協定 環太平洋協定の付録に定められた税率

(法第七条の八第二項に規定する政令で定める修正対象物品)

第十九条の七 法第七条の八第二項に規定する政令で定める修正対象物品は、次の各号に掲げる経済連携協定に応じ、当該各号に定める修正対象物品とする。

- 一 オーストラリア協定 オーストラリア協定適用生鮮等牛肉又はオーストラリア協定適用冷凍牛肉(次条において「オーストラリア協定適用牛肉」という。)であつて、法第七条の八第一項に規定する発動期間の開始の日前において本邦に向けて送り出されたものであることを船荷証券その他これに類する書類に記載されている事項により税関長が認めたもの

- 二 環太平洋協定 環太平洋協定適用牛肉又は環太平洋協定適用ホエイであつて、農林水産大臣が環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定に定められた条件に該当するものと認めて告示したもの

(修正対象物品の輸入数量の算出方法)

(オーストラリア原産品である生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量)

第十九条の八 第十四条第一項本文の規定は、法第七条の八第三項に

ついて準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の八第一項に規定する修正対象物品の輸入数量について準用する。

この場合において、オーストラリア協定適用牛肉又は環太平洋協定適用牛肉の輸入数量を算出するときは、第十四条第一項本文中「月ごと」とあるのは、「旬ごと」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、その年度（以下この項において「算出対象

年度」という。）の前年度においてオーストラリア協定適用牛肉の輸入数量がオーストラリア協定適用牛肉に係る同年度における法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を超えた場合には、次の各号に定める数量の合計数量を算出対象年度におけるオーストラリア協定適用牛肉の輸入数量に加算するものとする。

一 算出対象年度の前年度の初日からオーストラリア協定適用牛肉に係る同年度における法第七条の八第一項に規定する発動期間の開始の日（次号イにおいて「発動日」という。）の前日（同年度におけるオーストラリア協定適用牛肉の輸入数量がオーストラリア協定適用牛肉に係る同年度における同項に規定する輸入基準数量を同年度の二月一日以後において超えた場合には、同年度の末日）までの期間の当該輸入数量から当該輸入基準数量を控除した数量

二 算出対象年度の前年度において法第七条の八第二項の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたオーストラリア協定適用牛肉（次に掲げるものを除く。）の数量

イ オーストラリア協定の効力発生の日（以下この号において「

の算出方法）

第十九条の三

第十四条第一項本文の規定は、法第七条の八第三項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の八第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の同項に規定するその年度（以下この条において「算出対象年度」という。）における輸入数量について準用する。ただし、算出対象年度の前年度において同項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が同項に規定する輸入基準数量を超えた場合には、次の各号に定める数量の合計数量を算出対象年度における同項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量に加算するものとする。

一 算出対象年度の前年度の初日から同年度の発動日（法第七条の八第一項に規定する発動日をいう。次号イにおいて同じ。）の前日（同年度における同項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が同項に規定する輸入基準数量を同年度の二月一日以後において超えた場合には、同年度の末日）までの期間の当該輸入数量から当該輸入基準数量を控除した数量

二 算出対象年度の前年度において法第七条の八第二項の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたもの（次に掲げるものを除く。）の数量

イ 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定

オーストラリア協定発効日」という。)の属する年度(以下この号において「オーストラリア協定発効年度」という。)から算出対象年度の前年度までの各年度の初日(オーストラリア協定発効年度においては、オーストラリア協定発効日)から当該各年度の発効日の前日までに蔵入れ承認等を受けたもの

ロ オーストラリア協定発効年度から算出対象年度の前々年度までの各年度の初日(オーストラリア協定発効年度においては、オーストラリア協定発効日)から当該各年度の末日までに蔵入れ承認等を受けたもの(当該各年度においてオーストラリア協定適用牛肉の輸入数量がオーストラリア協定適用牛肉に係る当該各年度における法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を当該各年度の二月一日以後において超えた場合に限る。)

第十九条の九 法第七条の八第四項に規定する政令で定める修正対象物品及び日

物品は、別表第一の二十八の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品とし、同条第四項に規定する政令で定める日は、その年度の十二月一日とする。

(法第七条の八第五項に規定する政令で定める修正対象物品及び日  
条第四項の規定の適用に関する技術的読替え)

第十九条の十 法第七条の八第五項に規定する政令で定める修正対象物品は、環太平洋協定適用牛肉とする。

2 法第七条の八第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法

の効力発生の日(以下この号において「協定発効日」という。)の属する年度(以下この号において「協定発効年度」という。)から算出対象年度の前年度までの各年度の初日(協定発効年度においては、協定発効日)から当該各年度の発効日の前日までに蔵入れ承認等を受けたもの

ロ 協定発効年度から算出対象年度の前々年度までの各年度の初日(協定発効年度においては、協定発効日)から当該各年度の末日までに蔵入れ承認等を受けたもの(当該各年度において法第七条の八第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が同項に規定する輸入基準数量を当該各年度の二月一日以後において超えた場合に限る。)

		3			
<p>読み替える法の規定</p> <p>第七条の八第 四項</p>		<p>読み替えられる字句</p> <p>財務大臣 毎月末 翌月末日</p>		<p>読み替えられる字句</p> <p>税関長 毎月の末日 同日から起算して五日 (行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号に掲げる日をいう。)の日数は、算入しない。)を經過した日</p>	
<p>読み替えられる法の規定</p> <p>第七条の八第 四項</p>		<p>読み替えられる字句</p> <p>税関長 毎月の末日 毎月の輸入数量(以下この項において「第一輸入数量」という。)</p> <p>同日から起算して五日 (行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法</p>		<p>読み替えられる字句</p> <p>税関長 毎月の末日 同日から起算して五日 (行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法</p>	
<p>前項の規定にかかわらず、環太平洋協定発効年度の初日から起算して十年を經過した日から環太平洋協定発効年度の初日から起算して十五年を經過する日までの間においては、第七条の八第五項の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。</p>					

	<p>律第九十一号)第一条      第一項各号に掲げる日      をいう。以下この項に      おいて同じ。)の日数      は、算入しない。)を      経過した日までに、当      該年度の各四半期の初      日から当該四半期の毎      旬の末日までの修正対      象物品の輸入数量(以      下この項において「第      二輸入数量」という。      )を同日から起算して      五日(行政機関の休日      の日数は、算入しない      )を経過した日</p>
<p>当該輸入数量</p>	<p>当該第一輸入数量又は      第二輸入数量</p>

(加工又は組立てに係る製品の減税の額)

第二十一条 法第八条第一項に規定する課税価格に相当するものとし  
 て政令で定めるところにより算出する価格は、原材料貨物に係る関  
 税法施行令第五十九条の二(申告すべき数量及び価格)に規定する  
 本邦の輸出港における本船甲板渡し価格に百分の百六を乗じて得た  
 価格(以下この条において「課税価格相当価格」という。)とし、  
 同項の規定による関税の軽減額は、同項の規定により算出した額の  
 全額とする。ただし、原材料貨物が関税率法第十四条第十号ただ

(加工又は組立てに係る製品の減税の額)

第二十一条 法第八条第一項に規定する課税価格に相当するものとし  
 て政令で定めるところにより算出する価格は、原材料貨物に係る関  
 税法施行令第五十九条の二(申告すべき数量及び価格)に規定する  
 本邦の輸出港における本船甲板渡し価格に百分の百六を乗じて得た  
 価格(以下この条において「課税価格相当価格」という。)とし、  
 同項の規定による関税の軽減額は、同項の規定により算出した額の  
 全額とする。ただし、原材料貨物が関税率法第十四条第十号ただ

し書（無条件免税）に規定する貨物又は製品に該当する場合には、当該関税の軽減額は、同項に規定する製品の関税の額（同項の規定による関税の軽減を受けないとした場合の額をいう。）に、第一号の金額から第二号の金額を控除した金額の当該製品の課税価格に対する割合を乗じて算出した額とする。

一・二 （省 略）

（特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定）

第二十五条 法第八条の二第一項に規定する政令で定めるものは、別表第二に掲げる国及び地域とする。

2 法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を与えない物品は、次の各号に掲げる物品とする。

一 別表第二の第六九号に掲げる国を原産地とする関税率表第三五・〇五項に掲げる物品であつて、平成二十九年三月三十一日までに輸入されるもの（第七号に掲げるものを除く。）

二 別表第二の第七四号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品であつて、平成二十九年三月三十一日までに輸入されるもの

イ・ロ （省 略）

三 別表第二の第一〇三号に掲げる国を原産地とする関税率表第二一〇一・一一号の二の(ロ)に掲げる物品であつて、平成二十九年三月三十一日までに輸入されるもの

四 別表第二の第七四号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品であつて、平成三十年三月三十一日までに輸入されるもの

し書（無条件免税）に規定する貨物又は製品に該当する場合には、当該関税の軽減額は、法第八条第一項に規定する製品の関税の額（同項の規定による関税の軽減を受けないとした場合の額をいう。）に、第一号の金額から第二号の金額を控除した金額の当該製品の課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、関税率法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下この条、第二十三条、第二十七条第一項第二号、第三十一条第三項及び第四項並びに第三十二条第一項第十七号において同じ。）に対する割合を乗じて算出した額とする。

一・二 同 上

（特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定）

第二十五条 法第八条の二第一項に規定する政令で定めるものは、別表第一に掲げる国及び地域とする。

2 同 上

一 別表第一の第六九号に掲げる国を原産地とする関税率表第三五・〇五項に掲げる物品であつて、平成二十九年三月三十一日までに輸入されるもの（第七号に掲げるものを除く。）

二 別表第一の第七四号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品であつて、平成二十九年三月三十一日までに輸入されるもの

イ・ロ 同 上

三 別表第一の第一〇三号に掲げる国を原産地とする関税率表第二一〇一・一一号の二の(ロ)に掲げる物品であつて、平成二十九年三月三十一日までに輸入されるもの

四 別表第一の第七四号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品であつて、平成三十年三月三十一日までに輸入されるもの

イ・ロ (省 略)

五 別表第二の第四号に掲げる国を原産地とする関税率表第一〇〇七・九〇号に掲げる物品のうち関税率法第十三条第一項（製造用原料品の減税又は免税）の適用を受けないものであつて、平成三十一年三月三十一日までに輸入されるもの

六 別表第二の第七四号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品であつて、平成三十一年三月三十一日までに輸入されるもの

イ・ロ (省 略)

七 第十九条第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第九号、第十号、第十一号、第十二号、第十三号又は第十五号に掲げる国際約束において関税の譲許が定められている物品であつて、それぞれ別表第二の第一二六号、第一二二号、第七六号、第六九号、第一三三号、第一〇一号、第一〇七号、第一二二号、第一一二号又は第一三三号に掲げる国を原産地とするもの（当該物品の当該国際約束に基づく関税率が法第八条の二第一項の規定による税率を超えるものを除く。）

八 第十九条第八号又は第十六号に掲げる国際約束において関税の譲許が定められている物品であつて、当該国際約束の我が国以外の締約国のうち法第八条の二第一項に規定する特惠受益国等（同条第三項に規定する特別特惠受益国を除く。）を原産地とするもの（当該物品の当該国際約束に基づく関税率が同条第一項の規定による税率を超えるもの及び前号に掲げるものを除く。）

3 法第八条の二第三項に規定する政令で定める国は、別表第二の第二号、第七号、第九号、第一四号、第二〇号、第二一号、第二九号から第三二号まで、第三四号、第四二号、第四五号、第四七号から第五〇号まで、第五五号、第六〇号、第六一号、第六七号、第六八号、第七一号から第七三号まで、第七七号、第七八号、第八九号から第九一号まで、第九四号、第九八号、第九九号、第一〇二号、第

イ・ロ 同 上

五 別表第一の第四号に掲げる国を原産地とする関税率表第一〇〇七・九〇号に掲げる物品のうち関税率法第十三条第一項（製造用原料品の減税又は免税）の適用を受けないものであつて、平成三十一年三月三十一日までに輸入されるもの

六 別表第一の第七四号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品であつて、平成三十一年三月三十一日までに輸入されるもの

イ・ロ 同 上

七 第十九条の二第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第九号、第十号、第十一号、第十二号、第十三号又は第十五号に掲げる国際約束において関税の譲許が定められている物品であつて、それぞれ別表第一の第一二六号、第一二二号、第七六号、第六九号、第一三三号、第一〇一号、第一〇七号、第一二二号、第一一二号又は第一三三号に掲げる国を原産地とするもの（当該物品の当該国際約束に基づく関税率が法第八条の二第一項の規定による税率を超えるものを除く。）

八 第十九条の二第八号に掲げる国際約束において関税の譲許が定められている物品であつて、当該国際約束の我が国以外の締約国のうち法第八条の二第一項に規定する特惠受益国等（同条第三項に規定する特別特惠受益国を除く。）を原産地とするもの（当該物品の当該国際約束に基づく関税率が同条第一項の規定による税率を超えるもの及び前号に掲げるものを除く。）

3 法第八条の二第三項に規定する政令で定める国は、別表第一の第二号、第七号、第九号、第一四号、第二〇号、第二一号、第二九号から第三二号まで、第三四号、第四二号、第四五号、第四七号から第五〇号まで、第五五号、第六〇号、第六一号、第六七号、第六八号、第七一号から第七三号まで、第七七号、第七八号、第八九号から第九一号まで、第九四号、第九八号、第九九号、第一〇二号、第

一〇四号、第一〇五号、第一〇八号、第一一九号から第一二一号まで、第一二五号、第一二八号、第一二九号、第一三八号及び第一四〇号から第一四二号までに掲げる国とする。

(原産地の意義)

第二十六条 (省 略)

2 一の国又は地域において、本邦から輸出された物品をその原料又は材料の全部又は一部として別表第三に掲げる物品以外の物品が生産された場合における前項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一・二 (省 略)

3 (省 略)

第五章の二 環太平洋協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税

(加工又は修繕の指定)

第三十一条の二 法第八条の七に規定する政令で定める加工又は修繕は、環太平洋協定第二章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）第B節（内国民待遇及び物品の市場アクセス）第二・六条3(a)又は(b)（修理及び変更の後に再輸入される産品）に規定する作業又は工程とする。

(加工又は修繕用貨物についての規定の準用)

第三十一条の三 第二十二條の規定は法第八条の七の規定により関税の免除を受けようとする貨物を輸出しようとする者について、第二十三條（第一項第三号及び第四号を除く。）の規定は当該関税の免除を受けようとする者について、それぞれ準用する。

一〇四号、第一〇五号、第一〇八号、第一一九号から第一二一号まで、第一二五号、第一二八号、第一二九号、第一三八号及び第一四〇号から第一四二号までに掲げる国とする。

(原産地の意義)

第二十六条 同 上

2 一の国又は地域において、本邦から輸出された物品をその原料又は材料の全部又は一部として別表第二に掲げる物品以外の物品が生産された場合における前項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一・二 同 上

3 同 上

2 関税率法施行令第五条の三（再輸入の期間の延長の承認申請手続）の規定は、法第八条の七の税関長の承認を受けようとする者について準用する。

（軽減税率等の適用について手続を要する物品の指定）

第三十二条（省 略）

2 法第九条第二項に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

- 一 関税率表第〇四〇二・二一号の一に掲げるミルク及びクリーム（いづれも独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第十三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの（次号及び第三号並びに別表第一の二十六の項において「機構輸入品」という。）を除く。）のうちチヨコレートの原料として使用するもの

- 二 関税率表第〇四〇四・一〇号の一に掲げるホエイ及び調製ホエイ（いづれも機構輸入品、無機質を濃縮したホエイ、関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）別表第〇四〇四・一〇号の項で定めるホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもので第一条に規定する配合飼料の製造に使用するものに係る数量以内のもの（次号において「関税割当飼料用ホエイ」という。）、同表第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項で定める数量以内のもの（次号及び別表第一の二十六の項において「関税割当調製粉乳用ホエイ」という。）並びに法第八条の六第一項の譲許の便益の適用を受けるものを除く。）のうち青色であると認められるものであつて、飼料以外の用途に適さないもので財務省令で定める規格を備える配合飼料の製造に使用するもの

（軽減税率等の適用について手続を要する物品の指定）

第三十二条 同 上

2 同 上

三 関税率表第〇四〇四・一〇号の一に掲げるホエイ及び調製ホエイ（いずれも機構輸入品、無機質を濃縮したホエイ及び関税割当飼料用ホエイを除く。）並びに関税率表第〇四〇四・九〇号の一に掲げるミルクの天然の組成分から成る物品（関税割当制度に関する政令別表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号、第〇四〇三・一〇号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一八〇六・九〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二一〇一・一二号、第二一〇一・二〇号、第二一〇六・一〇号及び第二一〇六・九〇号の項で定める数量以内のものを除く。）のうち、砂糖を加えたもの及び関税割当調製粉乳用ホエイ以外のものであつて、乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもの

四 関税率表第〇四〇六・一〇号に掲げるフレッシュチーズ及びカード（いずれも乾燥固形分が全重量の四十八パーセント以下のもの（一個の重量が四グラム以下の細片にし、冷凍し、かつ、正味重量が五キログラムを超える直接包装にしたものに限る。）を除く。）、関税率表第〇四〇六・四〇号に掲げるブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロックフォルテイにより得られる模様を含むチーズ並びに関税率表第〇四〇六・九〇号に掲げるその他のチーズのうち、関税割当制度に関する政令別表第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項で定める数量以内のもの（次号及び第六号において「関税割当チーズ」という。）以外のもので、プロセスチーズの原料として使用するもの

五 関税率表第〇四〇六・一〇号に掲げるフレッシュチーズ及びカード（いずれも乾燥固形分が全重量の四十八パーセント以下のもの（一個の重量が四グラム以下の細片にし、冷凍し、かつ、正味

一 関税率表第〇四〇六・一〇号に掲げるフレッシュチーズ及びカード（いずれも乾燥固形分が全重量の四十八パーセント以下のもの（一個の重量が四グラム以下の細片にし、冷凍し、かつ、正味重量が五キログラムを超える直接包装にしたものに限る。）を除く。）、関税率表第〇四〇六・四〇号に掲げるブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロックフォルテイにより得られる模様を含むチーズ並びに関税率表第〇四〇六・九〇号に掲げるその他のチーズのうち、関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）別表第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項で定める数量以内のもの以外のもので、プロセスチーズの原料として使用するもの

重量が五キログラムを超える直接包装にしたものに限る。）、関税割当チーズ及びクリームチーズ（軟質で展延性のある熟成していないリンドレスチーズであつて、乾燥固形分のうちに占める乳脂肪分の割合、無脂肪ベースでの全重量のうちに占める水分の割合及び全重量のうちに占める乾燥固形分の割合が、それぞれコーデックスのクリームチーズの規格（CODEX STAN D A R D 二百七十五―千九百七十三）に定める最小含有率を超えるものに限る。）を除く。）のうちシュレッドチーズの原料として使用するもの

六 関税率表第〇四〇六・九〇号に掲げるその他のチーズのうち関税割当チーズ以外のもので、シュレッドチーズの原料として使用するもの

七 関税率表第一一〇八・一二号に掲げるともろこしでん粉（コーンスターチ）、関税率表第一一〇八・一三号に掲げるばれいしよでん粉、関税率表第一一〇八・一四号に掲げるマニオカ（カッサバ）でん粉及び関税率表第一一〇八・一九号に掲げるその他のでん粉のうち、関税割当制度に関する政令別表第一一〇八・一二号、第一一〇八・一三号、第一一〇八・一四号、第一一〇八・一九号、第一一〇八・二〇号、第一九〇一・二〇号及び第一九〇一・九〇号の項で定める数量以内のもの以外のもので、でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの

八 (省 略)

九 (省 略)

十 (省 略)

（軽減税率等の適用についての手続等）

二 関税率表第〇四〇六・九〇号に掲げるその他のチーズのうち関税割当制度に関する政令別表第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項で定める数量以内のもの以外のもので、シュレッドチーズの原料として使用するもの

三 同 上

四 同 上

五 同 上

（軽減税率等の適用についての手続等）

第三十三条 前条第一項各号に掲げる物品又は同条第二項各号に掲げる物品について、法第九条第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受けようとする者は、当該物品の輸入申告（特例申告貨物にあつては、特例申告）の際に、次に掲げる事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。

一・二 (省略)

三 当該物品（前条第一項第一号、第五号、第七号及び第十六号並びに同条第二項第四号から第六号までに掲げるものを除く。）から製造される製品の品名及びその予定数量並びにその製造の予定期間

2 前項の書面を提出する場合において、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に掲げる証明書を当該書面に添付しなければならない。

一・二 (省略)

三 当該物品が前条第二項第八号に掲げるその他の甘しや糖のうち精製用のものであるとき その旨を記載した農林水産大臣の証明書

3 第八条第二項の規定は、前条第一項各号に掲げる物品又は同条第二項各号に掲げる物品について法第九条第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受けようとする場合における当該物品の輸入申告について準用する。この場合において、第八条第二項中「物品を使用する者」とあるのは、当該物品が前条第一項第一号に掲げる物品であるときは「物品の配分を行う者」と、当該物品が同項第二号、第三号若しくは第九号又は同条第二項第二号若しくは第七号に掲げる物品であるときは「物品を使用する者又は物品を販売する者」と、当該物品が同条第一項第七号に掲げる物品であるときは「物品を使用する者又は当該物品を使用する者に対し当該物品を販売する者」と、当該物品が同項第十六号に掲げる物品であるとき

第三十三条 同上

一・二 同上

三 当該物品（前条第一項第一号、第五号、第七号及び第十六号並びに同条第二項第一号及び第二号に掲げるものを除く。）から製造される製品の品名及びその予定数量並びにその製造の予定期間

2 同上

一・二 同上

三 当該物品が前条第二項第三号に掲げるその他の甘しや糖のうち精製用のものであるとき その旨を記載した農林水産大臣の証明書

3 第八条第二項の規定は、前条第一項各号に掲げる物品又は同条第二項各号に掲げる物品について法第九条第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受けようとする場合における当該物品の輸入申告について準用する。この場合において、第八条第二項中「物品を使用する者」とあるのは、当該物品が前条第一項第一号に掲げる物品であるときは「物品の配分を行う者」と、当該物品が同項第二号、第三号又は第九号に掲げる物品であるときは「物品を使用する者又は物品を販売する者」と、当該物品が同項第七号に掲げる物品であるときは「物品を使用する者又は当該物品を使用する者に対し当該物品を販売する者」と、当該物品が同項第十六号に掲げる物品であるときは「物品を販売する者」と読み替えるものとする

は「物品を販売する者」と読み替えるものとする。

4 第九条及び第十条の規定は、前条第一項第四号から第六号までに掲げる物品、同項第八号に掲げる物品のうちコンフレークの製造に使用するもの以外のもの若しくは同項第十号から第十五号まで若しくは第十七号に掲げる物品又は同条第二項第一号、第三号から第六号まで、第九号若しくは第十号に掲げる物品について法第九条第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受ける場合について準用する。この場合において、第九条第四号中「当該用途に供した年月日」とあるのは、当該物品が前条第一項第四号、第五号、第八号、第十号から第十五号まで若しくは第十七号に掲げる物品又は同条第二項第一号、第三号から第六号まで、第九号若しくは第十号に掲げる物品であるときは「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数量」と、当該物品が同条第一項第六号に掲げる物品であるときは「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数量並びに当該製品の販売年月日、販売先及び販売数量」と読み替えるものとする。

5・6 (省 略)

7 法第九条第一項の軽減税率の適用を受けた前条第一項第二号若しくは第三号又は法第九条第二項の譲許の便益の適用を受けた前条第二項第二号に掲げる物品の輸入者及び当該物品を使用して配合飼料(同条第一項第二号に掲げる物品にあつては第四十五条第二項に規定する飼料をいい、前条第一項第三号又は第二項第二号に掲げる物品にあつては第一条に規定する飼料をいう。以下この項及び次項において同じ。)を製造する者は、これらの者の事業場に次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一・二 (省 略)

8 (省 略)

11 税関長は、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の区

。

4 第九条及び第十条の規定は、前条第一項第四号から第六号までに掲げる物品、同項第八号に掲げる物品のうちコンフレークの製造に使用するもの以外のもの若しくは同項第十号から第十五号まで若しくは第十七号に掲げる物品又は同条第二項第一号、第二号、第四号若しくは第五号に掲げる物品について法第九条第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受ける場合について準用する。この場合において、第九条第四号中「当該用途に供した年月日」とあるのは、当該物品が前条第一項第四号、第五号、第八号、第十号から第十五号まで若しくは第十七号に掲げる物品又は同条第二項第一号、第二号、第四号若しくは第五号に掲げる物品であるときは「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数量」と、当該物品が同条第一項第六号に掲げる物品であるときは「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数量並びに当該製品の販売年月日、販売先及び販売数量」と読み替えるものとする。

5・6 同 上

7 法第九条第一項の軽減税率の適用を受けた前条第一項第二号又は第三号に掲げる物品の輸入者及び当該物品を使用して配合飼料(同項第二号に掲げる物品にあつては第四十五条第二項に規定する飼料をいい、前条第一項第三号に掲げる物品にあつては第一条に規定する飼料をいう。以下この項及び次項において同じ。)を製造する者は、これらの者の事業場に次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一・二 同 上

8 (同 上)

11 税関長は、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の区

<p>分に応じ、当該各号に定める報告書の提出を求めることができる。</p> <p>一 七号物品使用者、七号物品販売者又は七号物品使用者の委託を受けて共同利用施設用七号物品を使用して第九項に規定する共同利用施設において飼料を製造する者 同項の物品の使用の状況又は当該物品についての業務に関する報告書</p> <p>二 (省 略)</p>	<p>12 法第九条第一項の軽減税率の適用を受けた前条第一項第九号又は法第九条第二項の譲許の便益の適用を受けた前条第二項第七号に掲げる物品の輸入者及び当該物品を使用してでん粉糖又はデキストリン、デキストリン、デキストリン、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグループ(以下この項及び次項において「でん粉糖等」という。)を製造する者は、これらの者の事業場に次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。</p> <p>一・二 (省 略)</p> <p>13 同 上</p> <p>14 同 上</p> <p>15 同 上</p> <p>16 法第九条第二項の譲許の便益の適用を受けた前条第二項第八号に掲げる物品の輸入者及び当該物品を精製用使用する者は、これらの者の事業場に次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。</p> <p>一・二 (省 略)</p> <p>17 (省 略)</p>	<p>分に応じ、当該各号に定める報告書の提出を求めることができる。</p> <p>一 七号物品使用者、七号物品販売者又は七号物品使用者の委託を受けて共同利用施設用七号物品を使用して第九項に規定する共同利用施設において飼料を製造する者 第九項の物品の使用の状況又は当該物品についての業務に関する報告書</p> <p>二 同 上</p> <p>12 法第九条第一項の軽減税率の適用を受けた前条第一項第九号に掲げる物品の輸入者及び当該物品を使用してでん粉糖又はデキストリン、デキストリン、デキストリン、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグループ(以下この項及び次項において「でん粉糖等」という。)を製造する者は、これらの者の事業場に次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。</p> <p>一・二 同 上</p> <p>13 同 上</p> <p>14 同 上</p> <p>15 同 上</p> <p>16 法第九条第二項の譲許の便益の適用を受けた前条第二項第三号に掲げる物品の輸入者及び当該物品を精製用使用する者は、これらの者の事業場に次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。</p> <p>一・二 同 上</p> <p>17 同 上</p>	<p>第三十七条の二 法第十二条の三第一項の規定による決定の請求をし</p> <p>第六章の二 経済連携協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用</p> <p>第七章の二 賦課決定の請求の手續</p>	<p>第六章の二 オーストラリア協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用</p>
---	--	---	---	---

ようとする者は、次に掲げる事項を記載した賦課決定請求書を税関長に提出しなければならない。

一 当該決定の請求に係る貨物の輸入申告の年月日及び輸入申告書の番号又は関税法第八条第四項（賦課決定）の賦課決定通知書若しくは同法第九条の第三第二項（納税の告知）の納税告知書の発出の年月日及び番号（同法第八条第四項ただし書又は第九条の第三第二項ただし書の規定により税関職員が口頭で決定の通知又は納税の告知をした場合を除く。）

二 当該決定の請求に係る貨物の記号、番号、品名、数量及び価格

三 当該決定の請求をする理由

四 その他参考となるべき事項

2 前項の場合において、当該決定の請求をする理由の基礎となる事実を証明する書類があるときは、これを同項の賦課決定請求書に添付するとともに、当該決定の請求に係る輸入申告書に添付し、若しくはその輸入申告の際に提出すべきものとされている書類又は関税法第七十六条第一項ただし書（郵便物の輸出入の簡易手続）の検査その他郵便物に係る税関の審査の際に提出すべきものとされている書類に記載した事項のうちに当該決定の請求に係る事項があるときは、当該事項を記載した書類を添付しなければならない。

別表第一（第十九条の二関係）

項名	経済連携協定	品名
一	オーストラリア 協定	関税率表第〇二・〇一項に掲げる物品
二	オーストラリア 協定	関税率表第〇二・〇二項に掲げる物品
三	環太平洋協定	関税率表第〇二・〇一項、第〇二・〇二項、第〇二・〇六・一〇号の一及び第

七	六	五	四
環太平洋協定	環太平洋協定	環太平洋協定	環太平洋協定
<p>豚肉であつて、シンガポールを原産地とするもの（環太平洋協定がシンガポールについて効力を生ずる日（十八の</p>	<p>豚肉であつて、カナダを原産地とするもの（環太平洋協定がカナダについて効力を生ずる日（以下この表において「カナダ発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。）</p>	<p>豚肉であつて、オーストラリアを原産地とするもの（環太平洋協定がオーストラリアについて効力を生ずる日（十六の項において「オーストラリア発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。）</p>	<p>〇二〇六・二九号の一に掲げる物品 関税率表第〇二〇三・一一号の二、第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二二号の二、第〇二〇三・三〇二〇三・二二号の二、第〇二〇三・三〇二〇三・二九号の二、第〇二〇六・三〇号の二の（二）及び第〇二〇六・四九号の二の（二）に掲げる物品（以下この表において「豚肉」という。）であつて、アメリカ合衆国を原産地とするもの（環太平洋協定がアメリカ合衆国について効力を生ずる日（十五の項において「アメリカ発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。）</p>

十二		十	九	八
環太平洋協定		環太平洋協定	環太平洋協定	環太平洋協定
豚肉であつて、ペルーを原産地とするもの（環太平洋協定がペルーについて	豚肉であつて、ペルーを原産地とするもの（環太平洋協定がペルーについて効力を生ずる日（二十二の項及び三十三の項において「ベトナム発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。）	豚肉であつて、ブルネイを原産地とするもの（環太平洋協定がブルネイについて効力を生ずる日（二十一の項において「ブルネイ発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。）	豚肉であつて、ニュージージーランドを原産地とするもの（環太平洋協定がニュージージーランドについて効力を生ずる日（二十の項、三十の項及び三十七の項において「ニュージージーランド発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。）	豚肉であつて、チリを原産地とするもの（環太平洋協定がチリについて効力を生ずる日（十九の項及び三十六の項において「チリ発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。）

	十三	環太平洋協定	効力を生ずる日（二十三の項において「ペルー発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。）
	十四	環太平洋協定	豚肉であつて、マレーシアを原産地とするもの（環太平洋協定がマレーシアについて効力を生ずる日（二十四の項、三十二の項及び三十四の項において「マレーシア発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。）
	十五	環太平洋協定	豚肉であつて、メキシコを原産地とするもの（環太平洋協定がメキシコについて効力を生ずる日（二十五の項において「メキシコ発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。）
	十六	環太平洋協定	関税率表第〇二一〇・一一号から第〇二一〇・一九号まで、第〇二一〇・九号の一、第一六〇二・四一号の一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の（一）に掲げる物品（以下この表において「豚肉調製品」という。）であつて、アメリカ合衆国を原産地とするもの（アメリカ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）
十七	環太平洋協定	環太平洋協定	豚肉調製品であつて、オーストラリアを原産地とするもの（オーストラリア発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）
環太平洋協定	環太平洋協定	豚肉調製品であつて、カナダを原産地	

十八	環太平洋協定	とするもの（カナダ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。） 豚肉調製品であつて、シンガポールを原産地とするもの（シンガポール発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）
十九	環太平洋協定	豚肉調製品であつて、チリを原産地とするもの（チリ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。） 豚肉調製品であつて、ニュージーランドを原産地とするもの（ニュージーランド発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）
二十	環太平洋協定	豚肉調製品であつて、ブルネイを原産地とするもの（ブルネイ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。） 豚肉調製品であつて、ベトナムを原産地とするもの（ベトナム発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）
二十一	環太平洋協定	豚肉調製品であつて、ペルーを原産地とするもの（ペルー発効日以後に輸入申告がされるものに限る。） 豚肉調製品であつて、マレーシアを原産地とするもの（マレーシア発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）
二十二	環太平洋協定	豚肉調製品であつて、メキシコを原産地とするもの（メキシコ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）
二十三	環太平洋協定	
二十四	環太平洋協定	
二十五	環太平洋協定	

二十六	環太平洋協定	<p>その他のホエイ（関税率表第〇四〇四・一〇号の一に掲げる物品のうち、機      構輸入品、関税割当制度に関する政令      別表第〇四〇四・一〇号の項で定める      数量以内のもの、関税割当調製粉乳用      ホエイ、法第八条の六第一項の譲許の      便益の適用を受けるもの及び法第九条      第二項の譲許の便益の適用を受けるも      の（第三十二条第二項第二号に掲げる      物品に限る。）以外のものをいう。次      項において同じ。）のうち乳たんぱく      質の含有量が乾燥状態において全重量      の二十五%未満のもの</p>
二十七	環太平洋協定	<p>その他のホエイのうち乳たんぱく質の      含有量が乾燥状態において全重量の二      十五%以上四十五%未満のもの</p>
二十八	環太平洋協定	<p>関税率表第〇八〇五・一〇号の二に掲      げる物品のうち毎年十二月一日から翌      年三月三十一日までに輸入申告がされ      るもの</p>
二十九	環太平洋協定	<p>関税率表第第四四〇七・一一号の一及び      第四四〇七・一二号の一に掲げる物品      であつて、カナダを原産地とするもの      （カナダ発効日以後に輸入申告がされ      るものに限る。）</p>
三十	環太平洋協定	<p>関税率表第第四四一〇・一一号の一に掲      げる物品のうち加工してないもの又は      やすりがけを超える加工をしてないも      の</p>

	三十一	環太平洋協定	<p>のであつて、ニュージーランドを原産地とするもの（ニュージーランド発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）</p> <p>関税率表第四四一〇・一一号の一に掲げる物品のうち加工してないもの又はやすりがけを超える加工をしてないもの及び関税率表第四四一〇・一二号に掲げる物品であつて、カナダを原産地とするもの（カナダ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）</p>
	三十二	環太平洋協定	<p>関税率表第四四一二・三一号に掲げる物品のうち財務省令で定めるものであつて、マレーシアを原産地とするもの（マレーシア発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）</p>
三十三	環太平洋協定	<p>関税率表第四四一二・三一号に掲げる物品（財務省令で定めるものにあつては、同号の二の(ロ)に掲げるもののうち少なくとも一の外面の単板がダークレッドメラランチ、ライトレッドメラランチ、ホワイトラワン、シボ、リンバ、オクメ、オベチエ、アカジョアフリカ、サペリ、バイロラ、マホガニー（スウイエテニア属のもの）、パリッサンドルパラ、パリッサンドルリオ又はパリッサンドルロゼのもの以外のもので、厚さが六ミリメートル以上十二ミリメ</p>	

		<p>トトル未満のものに限る。)並びに関税率表第四四一二・三三三号、第四四一二・三四号及び第四四一二・三九号の二の(二)に掲げる物品であつて、ベトナムを原産地とするもの(ベトナム発効日以後に輸入申告がされるものに限る。)</p>
三十四	環太平洋協定	<p>関税率表第四四一二・三一号に掲げる物品のうち財務省令で定めるもの以外のもの並びに関税率表第四四一二・三三三号及び第四四一二・三四号に掲げる物品であつて、マレーシアを原産地とするもの(マレーシア発効日以後に輸入申告がされるものに限る。)</p>
三十五	環太平洋協定	<p>関税率表第四四一二・三九号に掲げる物品であつて、カナダを原産地とするもの(カナダ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。)</p>
三十六	環太平洋協定	<p>関税率表第四四一二・三九号に掲げる物品であつて、チリを原産地とするもの(チリ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。)</p>
三十七	環太平洋協定	<p>関税率表第四四一二・三九号に掲げる物品であつて、ニュージーランドを原産地とするもの(ニュージーランド発効日以後に輸入申告がされるものに限る。)</p>
三十八	環太平洋協定	<p>課税価格が基準価格未満の豚肉(環太</p>

平洋協定発効年度の初日から起算して  
四年を経過した日以後に輸入申告がさ  
れるものに限る。）

別表第二（第二十五条関係）

（省略）

別表第三（第二十六条関係）

（省略）

別表第一（第二十五条関係）

同上

別表第二（第二十六条関係）

同上

○ 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（輸出入等関連業務の範囲）</p> <p>第一条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号イ（定義）に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 （省 略）</p> <p>二 次に掲げる教示、通知、交付又は諾否の応答に関する業務</p> <p>イ〜ヘ （省 略）</p> <p>ト 別表第三号、第六号、第一一号、第一五号、第一六号、第一八号、第一九号、第二一号から第二五号まで、第二七号、第二九号、第二九号の三、第二九号の四、第三〇号から第三五号まで、第三七号から第四〇号まで、第四二号の二、第四三号、第四五号、第四六号、第五〇号、第五一号の三、第五三号の二、第五四号の二、第五五号、第五五号の三、第五七号、第五八号から第六一号の二まで、第六二号から第六三号の二まで、第六四号、第七一号から第七一号の三まで、第七三号、第七四号、第七五号、第七八号から第八五号まで、第八七号、第九〇号、第九〇号の二、第九一号の二又は第九三号に規定する申請若しくは申請書の提出又は申告に対する諾否の応答</p> <p>三〜八 （省 略）</p> <p>2 法第二条第二号ロに規定する政令で定める申請等は、次に掲げる申請等とする。</p> <p>一・二 （省 略）</p> <p>三 出入国管理及び難民認定法第六十九条（政令等への委任）の規</p>	<p>（輸出入等関連業務の範囲）</p> <p>第一条 同 上</p> <p>一 同 上</p> <p>二 同 上</p> <p>イ〜ヘ 同 上</p> <p>ト 別表第三号、第六号、第一一号、第一五号、第一六号、第一八号、第一九号、第二一号から第二五号まで、第二七号、第二九号、第二九号の三、第二九号の四、第三〇号から第三五号まで、第三七号から第四〇号まで、第四二号の二、第四三号、第四五号、第四六号、第五〇号、第五一号の三、第五三号の二、第五四号の二、第五五号、第五五号の三、第五七号、第五八号から第六一号の二まで、第六二号から第六三号の二まで、第六四号、第七一号、第七一号の二、第七三号、第七四号、第七五号、第七八号から第八五号まで、第八七号、第九〇号、第九〇号の二、第九一号の二又は第九三号に規定する申請若しくは申請書の提出又は申告に対する諾否の応答</p> <p>三〜八 同 上</p> <p>2 同 上</p> <p>一・二 同 上</p> <p>三 出入国管理及び難民認定法第六十九条（省令への委任）の規定</p>

定に基づく法務省令の規定による申請等であつて法務省令・財務省令で定めるもの

3～7 (省 略)

別表(第一条、第三条、第四条関係)

番号	手	続
一 ～ 四一	(省 略)	
四二	関税法第六十八条(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)の規定による書類(関税法施行令第六十一条第一項第一号(輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等)に規定する原産地証明書(以下「原産地証明書」という。)、同項第二号イ(1)に規定する締約国原産地証明書(以下「締約国原産地証明書」という。)) 同号イ(1)に規定する権限ある当局の認定を受けた者が証明した書類(以下「認定輸出者原産地証明書」という。)(を除く。) 及び同号ハに規定する締約国品目証明書を除く。)の提出	
四二の 二	(省 略)	
五三の 二	関税法施行令第三十六条の三第二項(外国貨物を置くこ	

に基づく法務省令の規定による申請等であつて法務省令・財務省令で定めるもの

3～7 同上

別表(第一条、第三条、第四条関係)

番号	手	続
一 ～ 四一	同上	
四二	関税法第六十八条(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)の規定による書類(関税法施行令第六十一条第一項第一号(輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等)に規定する原産地証明書(以下「原産地証明書」という。)、同項第二号イ(1)に規定する締約国原産地証明書(以下「締約国原産地証明書」という。)) 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定第三十九条(b)、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定附属書二第二十条(b)又は経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定第五十三条(b)に規定する原産地申告(以下「原産地申告」という。)(を除く。) 及び同号ハに規定する締約国品目証明書を除く。)の提出	
四二の 二	同上	
五三の 二	関税法施行令第三十六条の三第二項(外国貨物を置くこ	





七三の	七三の	三	七三の	四	七三の	五	七四	七五	七六	一〇一
(省 略)	経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）第三条第一項ただし書（通関手続等）の規定による関税割当証明書の提出の猶予の申請	(省 略)								

七三の	二	七三の	三	七三の	四	七四	七五	七六	一〇一
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）第二条第一項ただし書（通関手続等）の規定による関税割当証明書の提出の猶予の申請	同 上	

○ 経済連携協定に基づく関税の緊急措置に関する政令（平成十四年政令第百十六号）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現

行

（調査の開始の告示）

第二条 財務大臣は、法第七条の七第六項の調査（以下単に「調査」という。）を開始することが決定されたときは、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

一 当該調査の対象となる国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）

- 二| (省 略)
- 三| (省 略)
- 四| (省 略)
- 五| (省 略)
- 六| (省 略)
- 七| (省 略)
- 八| (省 略)

（関税の緊急措置をとること等の告示）

第四条 財務大臣は、法第七条の七第一項若しくは第七項の規定による措置をとること、同条第一項の規定による措置を同条第二項の規定により延長すること又は同条第一項の規定による措置を撤回すること若しくは緩和することが決定されたときは、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

- 一| 法第七条の七第一項又は第七項の規定による指定に係る国
- 二| (省 略)
- 三| (省 略)

（調査の開始の告示）

第二条 同 上

- 一| 同 上
- 二| 同 上
- 三| 同 上
- 四| 同 上
- 五| 同 上
- 六| 同 上
- 七| 同 上

（関税の緊急措置をとること等の告示）

第四条 同 上

- 一| 同 上
- 二| 同 上

<p>四  (省略)</p> <p>五  (省略)</p> <p>六  (省略)</p> <p>七  (省略)</p>	<p>2 財務大臣は、調査の結果、法第七条の七第一項の規定による措置をとらないことが決定されたときは、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を官報で告示しなければならない。</p> <p>一  当該調査の対象の国</p> <p>二  (省略)</p> <p>三  (省略)</p> <p>四  (省略)</p>
<p>三  同上</p> <p>二  同上</p> <p>一  同上</p>	<p>2 同上</p> <p>六  同上</p> <p>五  同上</p> <p>四  同上</p> <p>三  同上</p>

○ 経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）（第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

<p>（関税割当てをする物品）</p> <p>第一条 関税暫定措置法（以下「法」という。）第八条の六第一項に規定する政令で定める物品は、別表第一の各項の下欄に掲げる物品とする。</p> <p>2 法第八条の六第二項に規定する政令で定める物品は、別表第三の各項の下欄又は別表第四の下欄に掲げる物品とする。</p> <p>（割当ての方法及び基準）</p> <p>第二条 法第八条の六第一項の割当て（以下「一項割当て」という。）を受けようとする者は、別表第一の各項の中欄に掲げる経済連携協定（法第七条の七第一項に規定する経済連携協定をいう。以下同じ。）の規定により一項割当ての対象となる当該各項の下欄に掲げる物品について、農林水産大臣に申請書（以下「関税割当申請書」という。）を提出しなければならない。</p> <p>2 （省 略）</p> <p>3 前項の関税割当申請書を提出する場合には、当該関税割当申請書に係る輸出国証明書（経済連携協定の我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。別表第一の九の項（三八）において同じ。）が発給する法第八条の六第二項に規定する証明書をいう。以下同じ。）を当該関税割当申請書に添付しなければならない。</p> <p>4～7 （省 略）</p>	<p>（割当ての方法及び基準）</p> <p>第一条 関税暫定措置法（以下「法」という。）第八条の六第一項の割当て（以下「一項割当て」という。）を受けようとする者は、別表第一の各項の中欄に掲げる経済連携協定（法第七条の七第一項に規定する経済連携協定をいう。以下同じ。）の規定により一項割当ての対象となる当該各項の下欄に掲げる物品について、農林水産大臣に申請書（以下「関税割当申請書」という。）を提出しなければならない。</p> <p>2 同 上</p> <p>3 前項の関税割当申請書を提出する場合には、当該関税割当申請書に係る輸出国証明書（経済連携協定の我が国以外の締約国が発給する法第八条の六第二項に規定する証明書をいう。以下同じ。）を当該関税割当申請書に添付しなければならない。</p> <p>4～7 同 上</p>
--	---

8 関税割当証明書の有効期間は、その交付の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、別表第一の八の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定により一項割当ての対象となる同項（七）に掲げる物品について、農林水産大臣が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

9 (省 略)

10 財務大臣は、別表第一の八の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定により一項割当ての対象となる同項（三）、（六）及び（九）に掲げる物品並びに同表の九の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定により一項割当ての対象となる同項（一二）及び（三五）に掲げる物品について、当該物品に係る経済連携協定の関税割当てに関する規定の実施に関して必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、必要な説明を求め、及び意見を述べることができる。

11 別表第一の九の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定により一項割当ての対象となる同項（一二）に掲げる物品に係る第五項の規定の適用については、同項中「当該一定の数量」とあるのは、「当該一定の数量として農林水産省令で定める数量」とする。

(通関手続等)

第三条 (省 略)

2・3 (省 略)

別表第一（第一条、第二条関係）

項名	経済連携協定	品目
一	(省 略)	(省 略)

8 関税割当証明書の有効期間は、その交付の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、別表第一の第八項の中欄に掲げる経済連携協定の規定により一項割当ての対象となる同項（七）に掲げる物品について、農林水産大臣が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

9 同 上

10 財務大臣は、別表第一の第八項の中欄に掲げる経済連携協定の規定により一項割当ての対象となる同項（三）、（六）及び（九）に掲げる物品について、当該物品に係る経済連携協定の関税割当てに関する規定の実施に関して必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、必要な説明を求め、及び意見を述べることができる。

(通関手続等)

第二条 同 上

2・3 同 上

別表第一（第一条関係）

項名	経済連携協定	品目
一	同上	同上

	八
九	<p>環太平洋パ トナーシッ 協定（以下「 環太平洋協定 」という。）</p>
<p>(一) 関税率表第○四○二・一○号及 び第○四○二・二一号の二に掲げ る物品（関税割当制度に関する政 令別表第○四○二・一○号及び第 ○四○二・二一号の項で定める数 量以内のもの並びに飼料用のもの を除く。）並びに関税率表第○四 ○二・二九号の二に掲げる物品の うち、独立行政法人農畜産業振興 機構が加工原料乳生産者補給金等 暫定措置法（昭和四十年法律第百 十二号）第一三条第一項に規定す る数量の範囲内で輸入するもの及 び同条第二項に規定する農林水産 大臣の承認を受けて輸入するもの （以下「機構輸入品」という。） 並びに同令別表第○四○二・一○ 号、第○四○二・二一号及び第○ 四○二・二九号の項で定める数量 以内のもの以外のもの</p> <p>(二) 関税率表第○四○二・二一号の 一に掲げる物品のうち機構輸入品 以外のもので、チヨコレートの原 料として使用するもの</p> <p>(三) 関税率表第○四○二・二一号の 一及び第○四○二・二九号の一に 掲げる物品並びに関税率表第○四</p>	八
	八

○三・九〇号の一に掲げる物品（バターミルクパウダーその他の固形状の物品に限る。）のうち、機構輸入品以外のもの

(四)

関税率表第〇四〇二・九一号の一の(二)及び二に掲げる物品のうち  
関税割当制度に関する政令別表第〇四〇二・九一号の項で定める数量以内のもの以外のもので、常温（おおむね一度から三二度までをいう。）において液状であるもの

(五)

関税率表第〇四〇二・九九号の一の(二)及び二に掲げる物品のうち  
機構輸入品以外のもの

(六)

無機質濃縮ホエイ（関税率表第〇四〇四・一〇号の一に掲げる物品のうち機構輸入品以外のもの）  
かつ、無機質を濃縮したホエイであつて、関税割当制度に関する政令別表第〇四〇四・一〇号の項で定める無機質を濃縮したホエイに係る数量以内のもの以外のもので、灰分の含有率が一％以上のものをいう。（七）及び（一〇）において同じ。）のうち環太平洋協定の規定に基づきアメリカ合衆国からの産品とされるもの（以下「アメリカ産品」という。）

(七) 無機質濃縮ホエイのうち環太平洋協定の規定に基づきオーストラ

リアからの産品とされるもの(以下「オーストラリア産品」という。)

(八) ホエイパーミエイト(関税率表

第〇四〇四・一〇号の(一)に掲げる物品のうち、機構輸入品、無機質を濃縮したホエイ、関税割当制度に関する政令別表第〇四〇四・一〇号の項で定めるホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもので関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号)第一条に規定する配合飼料の製造に使用するものに係る数量以内のもの並びに同表第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項で定める数量以内のもの以外のもので、たんぱく質の含有率が五%未満のものをいう。(一〇)において同じ。)のうちアメリカ産品

(九) 乳幼児用調製粉乳用ホエイ(関

税率表第〇四〇四・一〇号の一に掲げる物品(機構輸入品、無機質を濃縮したホエイ並びに関税割当制度に関する政令別表第〇四〇四

・一〇号の項で定めるホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもので関税暫定措置法施行令第一条に規定する配合飼料の製造に使用するものに係る数量以内のものを除く。)及び関税率表第〇四〇四・九〇号の一に掲げる物品(関税割当制度に関する政令別表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号、第〇四〇三・一〇号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一八〇六・九〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二一〇一・一二号、第二一〇一・二〇号、第二一〇六・一〇号及び第二一〇六・九〇号の項で定める数量以内のものを除く。)のうち、砂糖を加えたもの並びに同令別表第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項で定める数量以内のもの以外のもので、乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するものをいう。(一〇)に  
品| おいて同じ。( )のうちアメリカ産

(一〇) 無機質濃縮ホエイ、ホエイパウダー、ホエイト及び乳幼児用調製粉乳用ホエイのうち、環太平洋協定の規定に基づきニュージーランドからの産品とされるもの（一五）において「ニュージーランド産品」という。）

(一一) 関税率表第〇四・〇五項に掲げる物品のうち、機構輸入品並びに関税割当制度に関する政令別表第〇四〇五・一〇号及び第〇四〇五・九〇号の項で定める数量以内のもの以外のもの

(一二) 関税率表第〇四〇六・一〇号に掲げる物品（乾燥固形分が全重量の四八%以下のもの（一個の重量が四グラム以下の細片にし、冷凍し、かつ、正味重量が五キログラムを超える直接包装にしたものに限る。））、関税割当制度に関する政令別表第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項で定める数量以内のもの並びにクリームチーズ（軟質で展延性のある熟成していないリンドレスチーズであって、乾燥固形分のうちに占める乳脂肪分の割合、無脂肪ベースでの全重量の

うちに占める水分の割合及び全重量のうち占める乾燥固形分の割合が、それぞれコーデックスのクリームチーズの規格(CODEX STANDARD 二七五―一九七三)に定める最小含有率を超えるものに限る。)を除く。)のうちシュレッドチーズの原料として使用するもの

(一三) 関税率表第〇四〇六・三〇号に掲げる物品のうちアメリカ産品

(一四) 関税率表第〇四〇六・三〇号に掲げる物品のうちオーストラリア産品

(一五) 関税率表第〇四〇六・三〇号に掲げる物品のうちニュージーランド産品

(一六) 煎っていない麦芽(関税率表第一一〇七・一〇号に掲げる物品のうち関税割当制度に関する政令別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項で定める数量以内のもの以外のもので、泥炭でくん蒸したもの以外のもをいう。  
(一七) 及び(一八)において同じ。)のうちアメリカ産品

(一七) 煎っていない麦芽のうちオーストラリア産品

(一八) 煎っていない麦芽のうち環太平洋

洋協定の規定に基づきカナダからの産品とされるもの(二二)において「カナダ産品」という。

(一九) 煎った麦芽(関税率表第一一

〇七・二〇号に掲げる物品のうち関税割当制度に関する政令別表第

一一〇七・一〇号及び第一一〇七

・二〇号の項で定める数量以内のもの以外のものをいう。(二〇)

及び(二一)において同じ。)のうちアメリカ産品

(二〇) 煎った麦芽のうちオーストラ

リア産品

(二一) 煎った麦芽のうちカナダ産品

(二二) 関税率表第一一〇八・一二号

から第一一〇八・二〇号まで、第

一九〇一・二〇号の一の(二)のDの

(b)及び第一九〇一・九〇号の一の

(二)のDの(b)に掲げる物品のうち、

関税割当制度に関する政令別表第

一一〇八・一二号、第一一〇八・

一三号、第一一〇八・一四号、第

一一〇八・一九号、第一一〇八・

二〇号、第一九〇一・二〇号及び

第一九〇一・九〇号の項で定める

数量以内のもの(二三)から(

二五)までにおいて「関税割当で

ん粉」という。) 以外のもの

(二三) 関税率表第一一〇八・一二号及び第一一〇八・一三号に掲げる物品のうち関税割当でん粉以外のもの(アメリカ産品に限る。)

(二四) 関税率表第一一〇八・二〇号に掲げる物品のうち関税割当でん粉以外のもの(アメリカ産品に限る。)

(二五) 関税率表第一一〇八・二〇号に掲げる物品のうち関税割当でん粉以外のもの(環太平洋協定の規定に基づきチリからの産品とされるものに限る。)

(二六) 関税率表第一七〇一・一二号の二、第一七〇一・一四号の二、第一七〇一・九一号及び第一七〇一・九九号に掲げる物品、関税率表第一七〇二・九〇号の一に掲げる物品(分蜜糖に限る。)、同号の二に掲げる物品(分蜜糖のものに限る。)、同号の五の(二)のAに掲げる物品並びに関税率表第二一〇六・九〇号の二の(二)のAに掲げる物品(分蜜糖のものに限る。)

のうち、農林水産省令で定める基準及び条件を満たしていることを証明する製品の試験及び開発に関

する農林水産大臣の証明書が添付されたもの

(二七) 関税率表第一七〇一・一三号及び第一七〇一・一四号の(二)に掲げる物品のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の正味重量が一キログラム以下のもの

(二八) 関税率表第一七〇二・三〇号の二、第一七〇二・四〇号の二、第一七〇二・六〇号の二及び第一七〇二・九〇号の五の(二)のBの(c)に掲げる物品のうちアメリカ産品

(二九) 関税率表第一七〇二・九〇号の二に掲げる物品(分蜜糖のものを除く。)、関税率表第一九〇一・二〇号の二の(三)のAの(b)に掲げる物品(米粉調製品及び小麦粉調製品を除く。)、関税率表第一九〇一・九〇号の二の(一)のAの(a)に掲げる物品(各成分のうち砂糖の重量が最大のものを除くものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。)、同号の二の(三)のAの(b)に掲げる物品(米粉調製品及び小麦粉調製品を除く。)、関税率表第二一〇一・一二号の(一)及び二の(二)のAの(b)並びに第二一〇一・二〇号の

二の(二)のAの(b)に掲げる物品、関税率表第二一〇六・九〇号の二の(二)のEの(a)のイに掲げる物品(各成分のうち砂糖の重量が最大のものに限る。)、同号の二の(二)のEの(a)のハのイに掲げる物品(各成分のうち関税率表第一二二二・二二二の物品の重量が最大のものを除く。)並びに関税率表第二一〇六・九〇号の二の(二)のEの(a)のハのロのIに掲げる物品

(三〇) 関税率表第一七〇四・九〇号の二に掲げる物品のうちキヤラメル以外のもの

(三一) 関税率表第一八〇六・一〇号の一に掲げる物品

(三二) 関税率表第一八〇六・二〇号の二の(一)のAに掲げる物品

(三三) 関税率表第一八〇六・二〇号の二の(一)のBに掲げる物品

(三四) 関税率表第一八〇六・二〇号の二の(二)に掲げる物品のうち関税割当制度に関する政令別表第一八〇六・二〇号の項で定める数量以内のもの以外のもの

(三五) (三四)に掲げる物品で、チヨコレートの原料として使用するもの

(三六) 関税率表第一八〇六・三二一

号、第一八〇六・三二二号の一及び第一八〇六・九〇号の一に掲げる物品

(三七) 関税率表第一八〇六・三二二

号の二の(一)及び第一八〇六・九〇号の二の(二)のAに掲げる物品

(三八) 混合物及び練り生地等(関税率表第一九〇一・二〇号の二の(二)

のAに掲げる物品、同号の二の(三)のAに掲げる物品(小麦粉調製品に限る。)及び同号の二の(三)のBに掲げる物品(小売用の容器入りにしたもの(容器とも一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。)を除くものとし、小麦粉調製品に限る。)をいう。(三九)において同じ。)のうち、環太平洋協定の我が国及びアメリカ合衆国以外の締約国からの産品とされるもの

(三九) 混合物及び練り生地等のうち

、アメリカ産品

(四〇) 関税率表第一九〇一・九〇号

の二の(一)のAの(a)に掲げる物品(各成分のうち砂糖の重量が最大のものに限り。)

(四一) 関税率表第一九〇一・九〇号

の二の(一)のAの(b)に掲げる物品

(四二) 関税率表第一九〇一・九〇号

の二の(三)のAに掲げる物品及び同  
号の二の(三)のBに掲げる物品(小  
売用の容器入りにしたもの(容器  
とも)の一個の重量が五〇〇グラム  
以下のものに限る。)を除く。  
のうち、小麦粉調製品

(四三) 関税率表第一九〇二・一九号

の二に掲げる物品のうちうどん、  
そうめん及びそば

(四四) 関税率表第二〇〇五・四〇号

の二の(二)、第二〇〇五・五一号の  
一の(二)及び第二〇〇五・九九号の  
一の(一)のBに掲げる物品

(四五) 関税率表第二一〇六・九〇号

の二の(二)のEの(a)のハの(ロ)のIIに  
掲げる物品及び同号の二の(二)のE  
の(a)のハの(ロ)のIIIの(II)に掲げる物  
品(砂糖を除く各成分のうち、ソ  
ルビトールの重量が最大のものに  
限る。)

(四六) 関税率表第二一〇六・九〇号

の二の(二)のEの(a)のハの(ロ)のIIIの  
(I)に掲げる物品(小売用の容器入  
りにしたもの(容器とも)の一個の  
重量が五〇〇グラム以下のものに

十 ~ 二		項名	別表第三(第一条、第二条関係)
(省略)		経済連携協定	
(省略)	(二) イ (一三) (省略)	品目	(四七) 関税率表第二一〇六・九〇号の二の(ロ)のEの(a)のハの(ロ)のⅢの(Ⅱ)に掲げる物品(砂糖を除く各成分のうち、ソルビトールの重量が最大のものを除く。) (四八) 関税率表第二一〇六・九〇号の二の(ロ)のEの(b)のイに掲げる物品
		一	メキシコ協定
		(二)	関税率表第〇二〇一・二〇号に掲げる物品のうち四分体のもの以外のもの並びに関税率表第〇二〇一・三〇号、第〇二〇二・二〇号、第〇二〇二・三〇号、第〇二〇六・一〇号の二の(一)、第〇二〇六・二二号、第〇二〇六・二九号並びに第一六〇二・五〇号の二の(ロ)のBの(b)、(c)及び(d)のイに掲げる物品

十 ~ 二		項名	別表第三(第一条関係)
同上		経済連携協定	
同上	(二) イ (一三) 同上	品目	(二) 関税率表第〇二〇一・二〇号に掲げる物品のうち四分体のもの以外のもの並びに同表第〇二〇一・三〇号、第〇二〇二・二〇号、第〇二〇二・三〇号、第〇二〇六・一〇号の二の(一)、第〇二〇六・二二号、第〇二〇六・二九号並びに第一六〇二・五〇号の二の(ロ)のBの(b)、(c)及び(d)のイに掲げる物品
		一	同上

別表第四（第一条、第二条關係）  
（省略）

別表第四（第一条關係）  
同上

○ 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百九十四号）（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において「経済連携協定」、「締約国」、「特定原産品申告書」、「特定原産品誓約書」又は「申告原産品」とは、それぞれ経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号、第二号又は第五号から第七号まで（定義）に規定する経済連携協定、締約国、特定原産品申告書、特定原産品誓約書又は申告原産品をいう。</p> <p>（経済連携協定）</p> <p>第二条 法第二条第一号（定義）の政令で定める経済連携協定は、次のとおりとする。</p> <p>一 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定</p> <p>二 環太平洋パートナーシップ協定</p> <p>（特定原産品誓約書の交付等に係る経済連携協定）</p> <p>第三条 法第二条第六号（定義）の政令で定める経済連携協定は、前条第一号に掲げる経済連携協定とする。</p> <p>（情報提供に係る経済連携協定等）</p>	<p>経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において「特定原産品申告書」、「特定原産品誓約書」又は「申告原産品」とは、それぞれ経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律（以下「法」という。）第二条第三号から第五号まで（定義）に規定する特定原産品申告書、特定原産品誓約書又は申告原産品をいう。</p> <p>（情報提供の期間）</p>

第四条 法第三条第一項（情報提供等）の政令で定める経済連携協定は、第二条第一号に掲げる経済連携協定とする。

2 法第三条第一項の政令で定める期間は、四十五日とする。ただし、申告原産品に係る情報の提供の求めに応ずる期間について個別に我が国と前項の経済連携協定の締約国との間で合意をした期間があるときは、当該期間とする。

（情報の収集等による協力に係る経済連携協定）

第五条 法第四条第一項（情報の収集及び提供等による協力）の政令で定める経済連携協定は、第二条第二号に掲げる経済連携協定とする。

（保存書類）

第六条 第二条第一号に掲げる経済連携協定に係る法第五条第一項（書類の保存）に規定する政令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類（その写しを含む。）とする。

一 本邦から当該経済連携協定の締約国に輸出される物品を輸出する者で当該物品に係る特定原産品申告書を作成した者（次号に掲げる者を除く。） イ及びロ又はイ及びハに掲げる書類

イ 法第五条第一項の物品に係る特定原産品申告書

ロ 法第五条第一項の物品に係る契約書、仕入書、価格表、総部品表、製造工程表その他の当該物品に係る特定原産品申告書の内容を確認するために必要な書類

ハ 法第五条第一項の物品に係る特定原産品誓約書

二 本邦から当該経済連携協定の締約国に輸出される物品を生産する者で当該物品に係る特定原産品申告書を作成した者 前号イ及びロに掲げる書類

2 第二条第一号に掲げる経済連携協定に係る法第五条第一項に規定

第二条

法第三条第一項（情報提供等）の政令で定める期間は、四十五日とする。ただし、申告原産品に係る情報の提供の求めに応ずる期間について個別に我が国とオーストラリアとの間で合意をした期間があるときは、当該期間とする。

（保存書類）

第三条 法第四条第一項（書類の保存）に規定する政令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類（その写しを含む。）とする。

一 本邦からオーストラリアに輸出される物品を輸出する者で当該物品に係る特定原産品申告書を作成した者（次号に掲げる者を除く。） イ及びロ又はイ及びハに掲げる書類

イ 法第四条第一項の物品に係る特定原産品申告書

ロ 法第四条第一項の物品に係る契約書、仕入書、価格表、総部品表、製造工程表その他の当該物品に係る特定原産品申告書の内容を確認するために必要な書類

ハ 法第四条第一項の物品に係る特定原産品誓約書

二 本邦からオーストラリアに輸出される物品を生産する者で当該物品に係る特定原産品申告書を作成した者 前号イ及びロに掲げる書類

する政令で定める書類は、前項第一号イ及びロに掲げる書類（その写しを含む。）とする。

3 法第五条第二項に規定する政令で定める書類（その写しを含む。）は、次に掲げる書類とする。

一 法第五条第二項の物品に係る特定原産品誓約書

二 法第五条第二項の物品に係る契約書、仕入書、価格表、総部品表、製造工程表その他の当該物品に係る特定原産品誓約書の内容を確認するために必要な書類

4 法第五条第一項及び第二項の政令で定める期間は、五年とする。

（特定原産品でなかったこと等の通知に係る経済連携協定等）

第七条 法第六条（特定原産品でなかったこと等の通知）の政令で定める経済連携協定は、第二条第二号に掲げる経済連携協定とする。

2 法第六条の政令で定める期間は、同条第一号に掲げる事実を知った場合にあつては五年を経過する日の翌日までとし、同条第二号又は第三号に掲げる事実を知った場合にあつては一年を経過する日の翌日までとする。

（権限の委任）

第八条 法第四条第一項（情報の収集及び提供等による協力）及び第七条第一項（資料の提出及び立入検査等）の規定による財務大臣の権限は、特定原産品申告書又は特定原産品誓約書を作成した者その他の関係者の主たる事務所（個人の場合にあつては、その住所又は居所。次項において「主たる事務所等」という。）の所在地を所轄する税関長に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 4 （省 略）

2 法第四条第二項に規定する政令で定める書類（その写しを含む。）は、次に掲げる書類とする。

一 法第四条第二項の物品に係る特定原産品誓約書

二 法第四条第二項の物品に係る契約書、仕入書、価格表、総部品表、製造工程表その他の当該物品に係る特定原産品誓約書の内容を確認するために必要な書類

（権限の委任）

第四条 法第五条第一項（資料の提出及び立入検査等）の規定による財務大臣の権限は、特定原産品申告書又は特定原産品誓約書を作成した者その他の関係者の主たる事務所（個人の場合にあつては、その住所又は居所。次項において「主たる事務所等」という。）の所在地を所轄する税関長に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 4 同 上